

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2024年11月12日
【会社名】	ラクサス・テクノロジーズ株式会社
【英訳名】	Laxus Technologies Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 高橋 啓介
【本店の所在の場所】	広島県広島市中区中町 8 番18号
【電話番号】	082-236-3801（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 中尾 聡志
【最寄りの連絡場所】	広島県広島市中区中町 8 番18号
【電話番号】	082-236-3801（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 中尾 聡志
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,562,938,860円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 260,992,800円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 314,944,800円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」をご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	6,543,600（注）2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 . 2024年11月12日開催の取締役会決議によっております。

2 . 2024年11月12日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式6,543,600株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。)されることがあります。なお、本募集の発行数については、2024年11月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「国内販売株数」という。)の上限であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び本募集と同時に進行される後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2024年12月4日)に決定されます。海外販売株数は未定であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2【募集の方法】

2024年12月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2024年11月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	6,543,600	1,562,938,860	845,825,736
計（総発行株式）	6,543,600	1,562,938,860	845,825,736

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2024年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
- 6．有価証券届出書提出時における想定発行価格（281円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は1,838,751,600円となります。
- 7．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
- 8．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照ください。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2024年12月5日(木) 至 2024年12月10日(火)	未定 (注)4.	2024年12月12日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2024年11月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2024年12月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024年11月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2024年12月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2024年11月12日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2024年12月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2024年12月13日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、2024年11月27日から2024年12月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

## 4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2024年12月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号		
計	-		

（注）1. 2024年11月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（2024年12月4日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,691,651,472	50,000,000	1,641,651,472

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（281円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,641,651千円は、海外販売の手取概算額(未定)を合わせて、コア事業成長投資、事業開発資金及び事業ケイパビリティの向上に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

## コア事業成長投資（主としてレンタル用資産購入資金）

当社のコア事業であるサブスク事業の成長投資として、主として事業拡大及びサービス向上のためのレンタル用資産の取得を進めます。レンタル用資産の購入資金として1,191,651千円（2025年3月期に411,700千円、2026年3月期に779,951千円）を充当する予定であります。

また、当社サービスの認知拡大及びそれによる月額会員数の増加、売上の増加を目的としてマーケティング関連費用に150,000千円（2025年3月期に50,000千円、2026年3月期に100,000千円）を充当する予定であります。

## 事業開発資金

バッグ管理システムの改善を進め、資産価値の把握精度の向上や、在庫連携システムを強化したいと考えております。例えば、保有バッグについては、レンタル期間中は販売向けWEBサイト・アプリに表示しない、レンタルで人気の高いバッグについては販売向けWEBサイト・アプリには表示せずレンタル向けWEBサイト・アプリのみに掲載する、等のシステムを構築することで、在庫の効率的な運用を進めていきたいと考えております。また、これらの取り組みに加え、自社ECの展開や、現在米国で行っているECサイトによるバッグ販路だけでなく、ヨーロッパで認知度の高いECサイトへの出店を進めていきたいと考えております。

更に、当社の強みであるフルフィルメント領域に関して外部からのリペア業務受託や個人所有のバッグを当社でメンテナンスしながら保管、管理する管理業務等も進めていきたいと考えております。これらのシステム投資に150,000千円（2026年3月期に150,000千円）を充当する予定であります。

## 事業ケイパビリティの向上

事業の成長を支えながら適切なサービス運営及び既存業務の継続改善や事業成長に向けた人材を確保していく必要があります。また、外部知見の活用によって更なる成長を目指すことも必要であると考えております。今後の採用費及び人件費や外部専門家への業務委託費等として150,000千円（2025年3月期に20,000千円、2026年3月期に70,000千円、2027年3月期に60,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項目をご参照ください。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2024年12月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	928,800	260,992,800	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1 株式会社ワールド 580,500株 広島県広島市中区 児玉 昇司 348,300株
計(総売出株式)	-	928,800	260,992,800	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（281円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

## (1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 2024年 12月5日(木) 至 2024年 12月10日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。但し、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2024年12月4日)に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。



## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,120,800	314,944,800	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 1,120,800株
計(総売出株式)	-	1,120,800	314,944,800	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（281円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

## (1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 2024年 12月5日(木) 至 2024年 12月10日(火)	100	未定 (注)1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。但し、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】****1．東京証券取引所グロース市場への上場について**

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

**2．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について**

本募集の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

**(1) 株式の種類**

当社普通株式

**(2) 海外販売の発行数(海外販売株数)**

未定

(注) 上記発行数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2024年12月4日)に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。

**(3) 海外販売の発行価格(募集価格)**

未定

(注) 1．海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1．と同様であります。

2．海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

**(4) 海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)**

未定

(注) 1．前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2024年12月4日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2．海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

**(5) 海外販売の資本組入額**

未定

(注) 海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

**(6) 海外販売の発行価額の総額**

未定

**(7) 海外販売の資本組入額の総額**

未定

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

**(8) 株式の内容**

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

**(9) 発行方法**

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、海外販売いたします。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 海外販売の新規発行年月日(払込期日)

2024年12月12日(木)

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

### 3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ワールド及び児玉昇司(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、1,120,800株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2025年1月9日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2024年12月13日から2025年1月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ワールド及び児玉昇司並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である高橋啓介、竹増浩司、中尾聡志他10名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年6月10日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(但し、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(但し、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

### 第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク **Laxus** を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1.経営方針」～「4.主要な経営指標等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

**X Laxus**

# 1. 経営方針

「世界中に笑顔を」

「本当に良いものを愛し、作り手の想いをつなげたい。」  
「あこがれをみんなにシェアしたい。」という想いから、  
「世界中に笑顔を」を経営理念に据え、事業を拡大してきました。

従来、ブランドバッグをはじめとした「高額品＝価値あるモノ」は所有を中心とした世界でしたが、当社は、そうした世界に加えて、ユーザーの利活用機会拡大により、モノが持つ価値ポテンシャルを当社が提供するサービスを通じて一般消費者に開放・循環させることで、その生涯価値を最大化させる世界を目指しております。

価値あるモノの循環を通じ、モノが持つ価値ポテンシャルを開放し、ユーザー機会の裾野を拡げることで、モノもユーザーも笑顔にする世界の構築を目指しております。<sup>注</sup>

注：当社は、サービスの質の向上を企図し、2023年12月よりシングルプランの月額料金を従来の月額6,800円（税別）より月額9,800円（税別）へ変更しております。



注：使用価値：モノを使用することにより生まれる価値、流通価値：二次流通していく際の価値、時間価値：使用・流通の価値の循環に伴う付随する価値（+金融的価値）  
※1：買出品の中にバッグが含まれる国内サブスクリプションサービス（AnotherADdress、my Stock、MECHAKARI、ORB、BAGRENT）と比較し、事業規模及びバッグ取扱点数が当社対比で僅少と当社にて判断  
なお、Sharei、EDIST.BAGとMISELはサービス終了のため比較対象外とするが、サービスの終了前時点においても当社のバッグ取扱点数が多いことを確認済み

## 2. 事業の内容

ラクサスは、  
自由にファッションを  
楽しみながら、  
環境にも優しい  
プラットフォーム



日本国内の一般消費者に対して、ブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービスである「ラクサス」を提供することを主な事業としております。

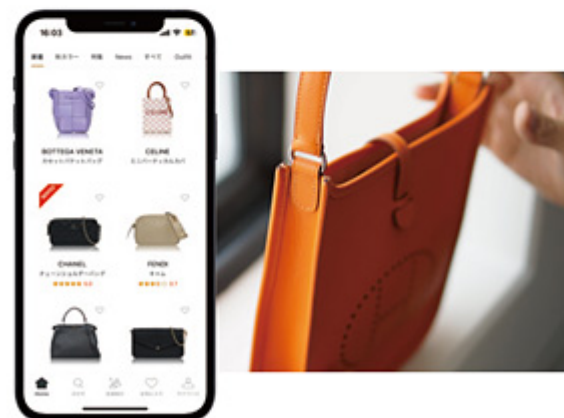
同サービスは、良質なブランドバッグを気軽に利用できる機会を一般消費者に提供すること、並びにサステナブルな社会の実現へ貢献することを目的として、2015年2月にスタートしました。定額課金制のサブスクリプションサービスを通じて気軽に良質なブランドバッグを利用できる機会を一般消費者に提供するとともにブランドバッグという資産を大切にメンテナンスしながら最大限に活用し、モノの価値を社会に循環させていく事業となります。

当社は、スマートフォンアプリやインターネットサイトを通じて一般消費者が良質なブランドバッグを「お手軽に」「使いたいときにいつでも使える」機会を提供することに取り組んでおります。この活動により、「購入は躊躇するが利用してみたい」というユーザーの潜在的な需要を喚起することでサービス継続率の向上を図っております。



※スマートフォンアプリ

**Laxus**



※上記はラクサスの利用画面になります。



また、サービスの用に供するブランドバッグは、自社の専門スタッフが大切にメンテナンスすることで長く良好な状態を維持しており、サービス開始以来、仕入れたバッグの直接廃棄はゼロとなっております。配送に使用するBOXもリユースするなど細部にわたって環境に配慮することでサステナブルな社会の実現に貢献しております。



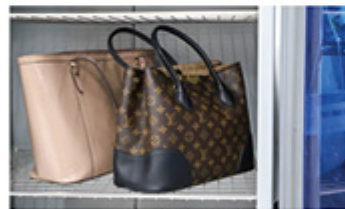
1つ1つ丁寧な拭き取り



職人による徹底したクリーニング-1



職人による徹底したクリーニング-2



オゾン除菌装置で除菌消毒

更には、当社は、ユーザーがレンタル中のバッグで気に入ったものについては購入することも可能なサービス「買えちゃうラクサス」に加え、バッグの市場価値に応じて国内リユースセレクトショップやオークション、又は、海外ECサイト等より適切な販売先を選択するBtoB/C販売も開始しました。

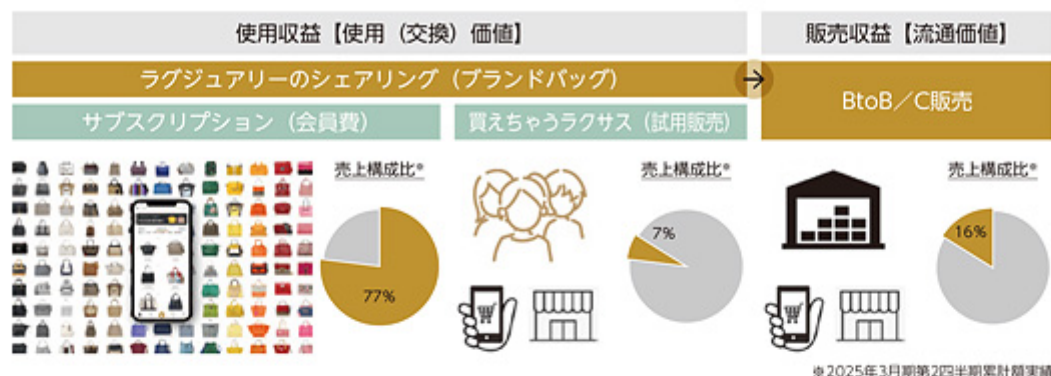
当社は、ブランドバッグをシェアリングという「使用価値」、一定期間使用しても残価が残るという「時間的な価値」等を有しているアイテムだと考えております。そのため、当社は、現在のラクサス事業を起点として「使用（シェアリング）」と「販売」を組み合わせた仕組みを世の中に提供することで1つのバッグの価値を最大限引き出し、バッグの生涯収益を最大化する「モノの価値循環モデル」の構築を目指しております。



リユース配送箱（エシカルBOX）



## (1) サービスの概要



当社の主な収益は、「ラクサス」サービスの提供により会員から得られる月額会費収入です。当社は、ユーザーに対し、好みのブランドバッグを一つ選択し、交換自由・使い放題で楽しむことができるシングルプランを月額9,800円（税別）のサブスクリプション型料金で提供しております。

また、同時に2つのバッグを利用したいユーザー向けにダブルプラン（月額13,600円／税別）を併せて提供し、更なる収益機会の獲得に努めております。

「ラクサス」ユーザーの年齢層は、20代から50代と幅広く、特に30代、40代が中心となっております（2024年2月実績）。中でも働く女性が全体の約73%を占めており、サービス利用の用途は「日常と通勤」＝「オンとオフ」でブランドバッグを使い分けるユーザーが多数見られます。また、子供を持つ女性が約44%を占め、学校行事やプライベートでの外出、旅行などの用途でブランドバッグを使い分けるユーザーも多数存在します。

当社が定期的実施しているユーザーインタビューの結果によると、ブランドバッグをスタイリングアイテムに入れてファッションを楽しみたいが価格が高く購入を躊躇する層が一定数存在します。これらのユーザーは、気軽に様々なブランドバッグを試し、気に入ったら購入できる選択肢として「ラクサス」を活用しております。

その他、当社は、ユーザーがレンタル中のバッグを購入できる「買えちゃうラクサス」サービスを提供しており、バッグのシェアから更に一步踏み込んだ、試用販売施策の展開に加え、バッグの生涯価値最大化を目指しバッグの市場価値を見極めながら、リユースマーケットでの販売も行っており、バッグ資産をベースとしたモノの価値循環モデルの基盤構築に取り組んでおります。

## Laxus

・月額定額制でブランドバッグが使い放題のサブスクリプション型シェアリングサービス

**【サービス概要】**

①アプリで借りて

②自宅に届く

③次のバッグを予約し交換

気に入ったら購入可能

**【会員サービス】**

<p><b>シングルプラン</b> 月額 ¥9,800 (税別)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60ブランド</li> <li>・主要10ブランドで全体の約80%を占める</li> <li>・交換し放題</li> <li>・ワイシャツチェンジ</li> <li>・プレミアム交換</li> <li>・清潔なおみ</li> </ul>	<p><b>ダブルプラン</b> 月額 ¥13,600 (税別)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッグ2つ持ち</li> <li>・おまかせのみ</li> </ul>
<p><b>【試用販売】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用のバッグを気に入ったら購入できる</li> <li>・お直しお預かり</li> <li>・サブスク料金と同額支払い</li> <li>・購入バッグのメンテナンス無料</li> <li>・ラクサスご利用期間中</li> </ul>	

**ラクサスキャッシュ**

- ・お支払い方法
- ・チャージ額によりポイント還元

いつでも利用停止可能/いつでもご利用再開可能

※1：沖縄県は+4,000円（税別）

## (2) 事業の強み

当社は、「シェアリング+販売」という「モノの価値循環モデル」の先駆けとして事業を行ってきた結果、ユニークな事業の強みを保持していると考えております。

### ① 保有資産の価値

現在当社は、国外ラグジュアリーブランドバッグを固定資産として保有し、減価償却を進めながらシェアリングサービスの用に供しております。一般にブランドバッグは、残余価値が残りやすいとされており、シェアリングビジネスで収益を上げながら、将来的には、販売による利益も獲得できるともいえます。

### ② 資産価値の維持と組み換え

当社は、サブスクリプション型シェアリングサービスにおける顧客満足度と収益の最大化の両立を図るため、使用状況/相場データベースを組み合わせた最適な在庫入れ替えと、資産価値を維持し・向上させるメンテナンス・リペアオペレーションを実現しております。



### ③ 成長を担保するコミュニティ

当社の会員構成は、利用期間が12か月を超える会員が全会員数の66.0%を占めており会費収入拡大の基盤となっております。また、当社は、継続して新規加入者を獲得しており、これまでに当社のサービスを利用したことがある会員の累計は18.1万人となっております。会員の中には、一度サービスを休止しても利用を再開するユーザーも存在し、その割合を示す復活率は21.0%と安定的な会員数の確保に繋がっております。

サービスを利用するたびに体験価値が重ねられるため、月額会員の退会率は登録当初から約3か月を境に緩やかになり、顧客獲得コスト（CAC: Customer Acquisition Cost）を約2.9か月で回収し、その後も長期的に収益を生み出す構造を確立しております。

なお、月末契約件数は19,847件・月額会員の月平均顧客単価は、8,766円となっております。

（2024年9月現在当社実績）

### ④ 試用販売による価値の最大化（アップセル）

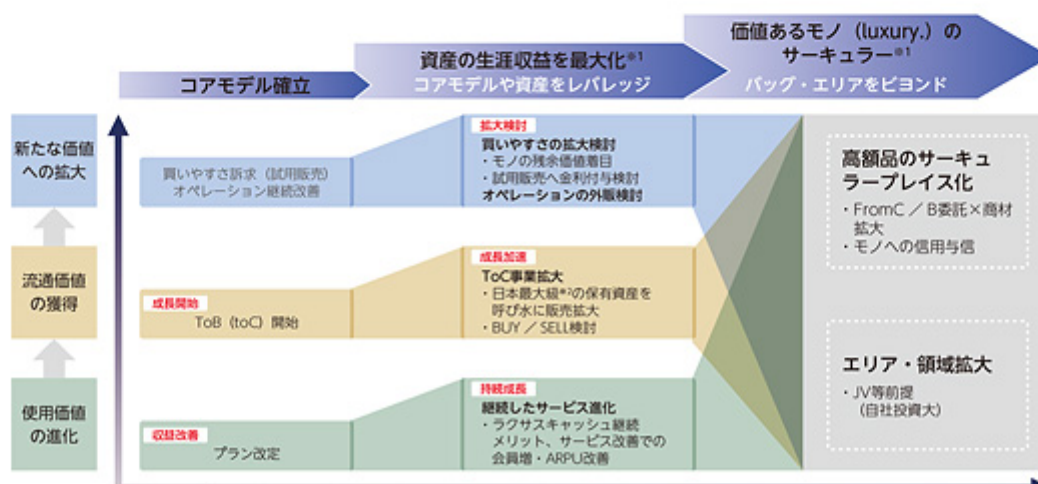
当社は、月額会費収入に加えて、レンタル中の商品を現状有姿で販売するサービスを実施しております。ブランドバッグは、一般的に高額品ですが、レンタル期間は「長い使用体験」とも言えます。愛着の湧いたバッグを長く所有したという保有効果により、レンタル中のバッグを購入する会員も存在します。

## 3. 中期経営戦略

当社は、バッグのシェアリングを起点に、価値あるモノのユーザー活用機会の裾野を拡げ、その生涯価値を最大化させることを目指してきました。

まず、当社は流通価値（シェアリング）や買いやすさの提供など、これまで培ってきたコアモデルや保有資産をレバレッジし、ブランドバッグの生涯収益を最大化していきたいと考えております。その上で、価値あるモノのサーキュラープラットフォーム構築を目指していきます。

これを実現するための中期戦略の方針性は、以下のとおりとなります。特に、資産の生涯収益を高めるべく開始した、BtoB/Cのバッグ販売は、前期より取り組みを開始し、今期は、「対象顧客×販路」の拡大を進め、2025年3月期第2四半期累計期間は前年同期比221%となっております。



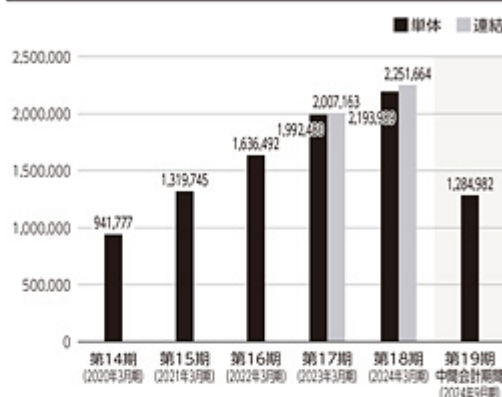
\*1: コアモデル確立以降の内容は、自身の成長イメージ

\*2: 同社品の中にバッグが含まれる国内サブスクリプションサービス (AnotherAddress, my Stock, MECHAKARI, ORB, BAGRENT) と比較し、事業規模及びバッグ取扱の数が当社比で僅少と当社にて判断

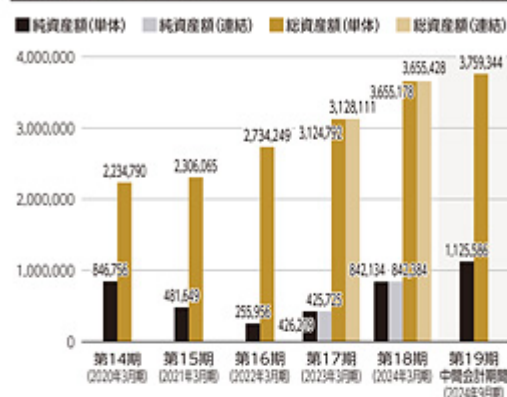
なお、Sharei, EDIST.BAG, MISELはサービス終了のため比較対象外とするが、サービスの終了前時点においても当社のバッグ取扱の数が多いことを確認済み

## 4. 主要な経営指標等の推移

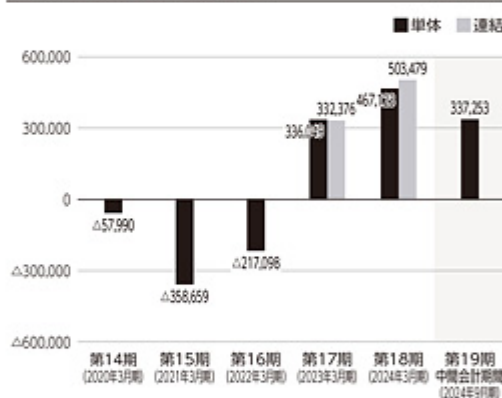
売上高 (単位:千円)



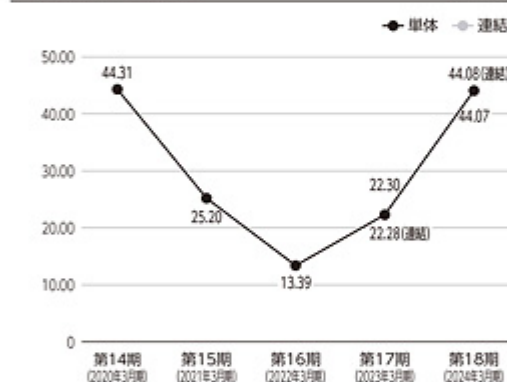
純資産額／総資産額 (単位:千円)



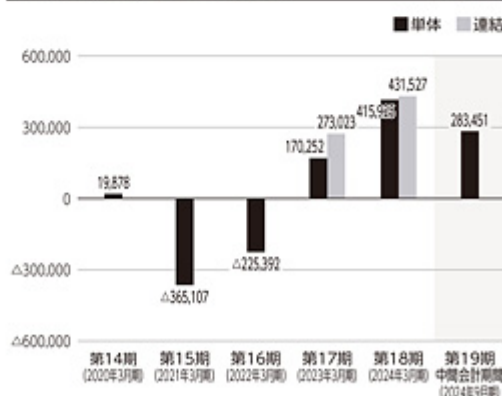
経常利益又は経常損失(△) (単位:千円)



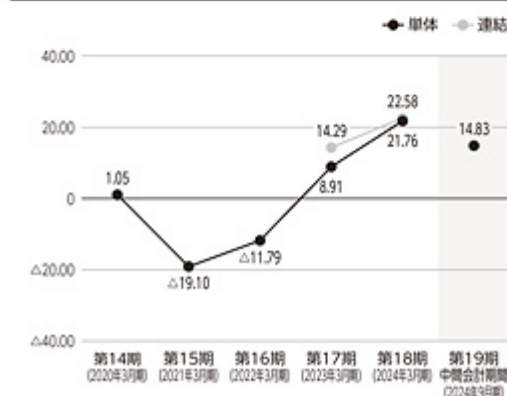
1株当たり純資産額 (単位:円)



当期(中間)純利益又は当期純損失(△)／親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:千円)



1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位:円)



- (注) 1. 第14期は、決算期変更により2019年8月1日から2020年3月31日までの8か月となっております。  
2. 第19期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第19期の連結会計年度に係る各指標については記載しておりません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期
決算年月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	2,007,163	2,251,664
経常利益 (千円)	332,376	503,479
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	273,023	431,527
包括利益 (千円)	265,254	416,659
純資産額 (千円)	425,725	842,384
総資産額 (千円)	3,128,111	3,655,428
1株当たり純資産額 (円)	22.28	44.08
1株当たり当期純利益 (円)	14.29	22.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	13.6	23.0
自己資本利益率 (%)	93.2	68.1
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	180,367	28,406
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,181	6,824
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,929	110,375
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	368,970	503,921
従業員数 (人)	45	42
(外、平均臨時雇用者数)	(42)	(37)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

4. 第17期は、当期純利益を計上しているものの、売上債権の増加及びレンタル資産の取得による支出が大きいため、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになっております。

5. 第17期は、PC等の備品取得による支出により投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。第18期は、PC等の備品取得による支出に加えて、外部サーバー利用の長期契約に関する支出により投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。

6. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人FRIQの監査を受けております。

7. 連結子会社である「LAXUS TECHNOLOGIES INC.」は、従業員は在籍しておらず役員のみで構成されております。そのため、第17期及び第18期に係る従業員数は(2)提出会社の経営指標等における従業員数と同数となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	941,777	1,319,745	1,636,492	1,992,480	2,193,989
経常利益又は経常損失 (千円)	57,990	358,659	217,098	336,049	467,123
当期純利益又は当期純損失 (千円)	19,878	365,107	225,392	170,252	415,925
資本金 (千円)	821,901	821,901	821,901	821,901	821,901
発行済株式総数 (株)	19,110,783	19,110,783	19,110,783	19,110,783	19,110,783
純資産額 (千円)	846,756	481,649	255,956	426,209	842,134
総資産額 (千円)	2,234,790	2,306,065	2,734,249	3,124,792	3,655,178
1株当たり純資産額 (円)	44.31	25.20	13.39	22.30	44.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	1.05	19.10	11.79	8.91	21.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.9	20.9	9.4	13.6	23.0
自己資本利益率 (%)	2.3	-	-	49.9	65.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	38 (39)	45 (49)	44 (45)	45 (42)	42 (37)

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第15期及び第16期については1株当たり当期純損失のため、また、第14期、第17期及び第18期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 第15期及び第16期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を( )外数で記載しております。
6. 第14期、第15期、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。  
 なお、第17期及び第18期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人FRIQの監査を受けておりますが、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 第14期は、決算期変更により2019年8月1日から2020年3月31日までの8か月となっております。
8. 第14期の期中において、A種優先株式及びB種優先株式を普通株式に転換しております。
9. 第16期に関して、会計上の誤謬が判明したため、「提出会社の経営指標等」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
10. 第17期の期首以降、レンタル資産(固定資産)の耐用年数到来時の残存価額の見積りを、より実態に即した金額に変更し、減価償却計算を行っております。

11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

2006年 8月	広島県広島市中区に資本金950万円でエス株式会社を設立
2007年11月	教育関連事業「エブリデイ出版」として英会話教材販売事業を開始
2007年12月	美容・健康関連事業「自然生活」として健康食品販売事業を開始
2014年 5月	東京都港区に東京オフィスを開設
2015年 2月	「ラクサス」の名称でブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス事業を開始
2017年 1月	商号をラクサス・テクノロジーズ株式会社に変更
2018年 4月	ブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス事業のセカンドサービスとなる「BagList（バッグリスト）」を開始
2019年 7月	教育関連事業及び美容・健康事業より撤退
2019年10月	株式会社ワールドが当社発行済株式の過半数を取得し、当社の親会社となる（資本・業務提携）
2020年 8月	米国に子会社「LAXUS TECHNOLOGIES INC.」を設立
2020年12月	広島県広島市南区に物流拠点「Lexus Base」を開設
2024年 5月	子会社「LAXUS TECHNOLOGIES INC.」を解散
2024年10月	東京都渋谷区に東京オフィスを移転



### 3【事業の内容】

当社は、日本国内の一般消費者に対して、ブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービスである「ラクサス」を提供することを主な事業としております。

同サービスは、良質なブランドバッグを気軽に利用できる機会を一般消費者に提供すること及びサステナブルな社会の実現へ貢献することを目的として、2015年2月にスタートしました。定額課金制のサブスクリプションサービスを通じて気軽に良質なブランドバッグを利用できる機会を一般消費者に提供するとともにブランドバッグという資産を大切にメンテナンスしながら最大限に活用し、モノの価値を社会に循環させていく事業となります。

当社は、スマートフォンアプリやインターネットサイトを通じて一般消費者が良質なブランドバッグを「お手軽に」「使いたいときにいつでも使える」機会を提供することに取り組んでおります。これらの活動により、「購入は躊躇するが利用してみたい」というユーザーの潜在的な需要を喚起することでサービス継続率の向上を図っております。

また、サービスの用に供するブランドバッグは、主にリユース市場を通じて調達し、自社の専門スタッフが大切にメンテナンスすることで長く良好な状態を維持しており、サービス開始以来、仕入れたバッグの直接廃棄はゼロとなっております。配送に使用するBOXもリユースするなど細部にわたって環境に配慮することでサステナブルな社会の実現に貢献しております。

更には、当社は、ユーザーがレンタル中のバッグで気に入ったものについては購入することも可能なサービス「買えちゃうラクサス」に加え、バッグの市場価値に応じて国内リユースセレクトショップやオークション、又は、海外ECサイト等より適切な販売先を選択するBtoB/C販売も開始しました。

従来、一般消費者は、ブランドバッグを購入して所有することに価値を見出しておりました。当社は、ブランドバッグをシェアリングという「使用価値」、一定期間使用しても残価が残るという「時間的な価値」等を有しているアイテムだと考えております。そのため、当社は、現在のラクサス事業を起点として「使用（シェアリング）」と「販売」を組み合わせた仕組みを世の中に提供することで1つのバッグの価値を最大限引き出し、バッグの生涯収益を最大化する「モノの価値循環モデル」の構築を目指しております。

当社のビジネスモデルは、ブランドバッグという資産の付加価値を高め、多数のユーザーが持続的に価値をシェアすることで資産価値の最大化を図り、収益を生み出すとともにサステナブルな社会の実現に貢献することを目指すビジネスであると考えております。

なお、当社は、ラクサス事業（ブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス）単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### （1）サービスの概要

当社の主な収益は、「ラクサス」サービスの提供により会員から得られる月額年会費収入です。当社は、ユーザーに対し、好みのブランドバッグを一つ選択し、交換自由・使い放題で楽しむことができるシングルプランを月額9,800円（税別）のサブスクリプション型料金で提供しております。

なお、当社は、サービスの質の向上を企図し、2023年12月よりシングルプランの月額料金を従来の月額6,800円（税別）より月額9,800円（税別）へ変更しております。

また、同時に2つのバッグを利用したいユーザー向けにダブルプラン（月額13,600円/税別）を併せて提供し、更なる収益機会の獲得に努めております。

「ラクサス」ユーザーの年齢層は、20代から50代と幅広く、特に30代、40代が中心となっております（2024年2月実績）。中でも働く女性が全体の約73%を占めており、サービス利用の用途は「日常と通勤」＝「オンとオフ」でブランドバッグを使い分けるユーザーが多数見られます。また、子供を持つ女性が約44%を占め、学校行事やプライベートでの外出、旅行などの用途でブランドバッグを使い分けるユーザーも多数存在します。

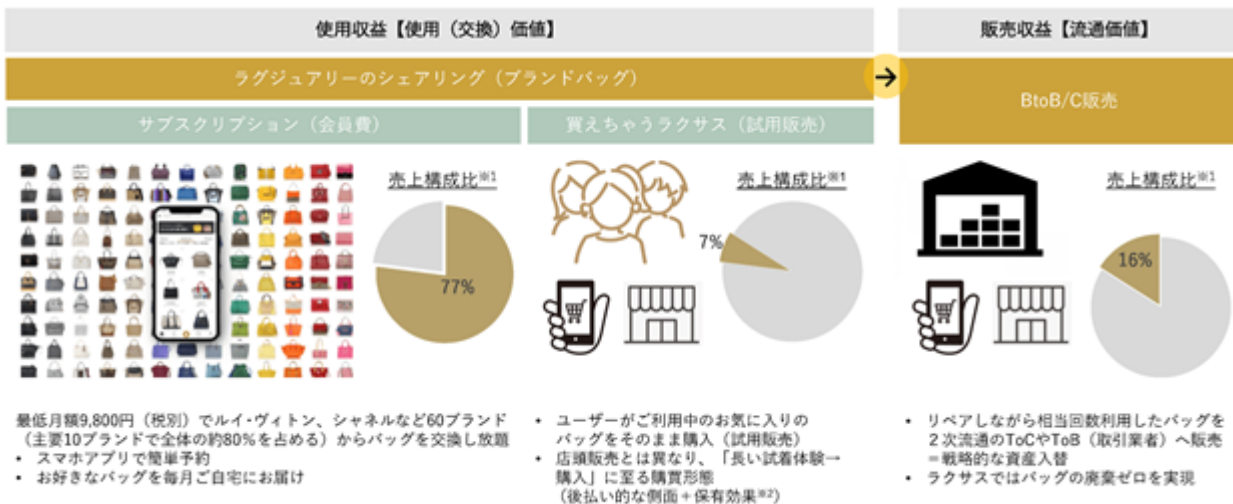
当社が定期的に行っているユーザーインタビューの結果によると、ブランドバッグをスタイリングアイテムに入れてファッションを楽しみたいが価格が高く購入を躊躇する層が一定数存在します。これらのユーザーは、気軽に様々なブランドバッグを試し、気に入ったら購入できる選択肢として「ラクサス」を活用しております。

その他、当社は、ユーザーがレンタル中のバッグを購入できる「買えちゃうラクサス」サービスを提供しており、バッグのシェアから更に一歩踏み込んだ、試用販売施策の展開に加え、バッグの生涯価値最大化を目指しバッグの市場価値を見極めながら、リユースマーケットでの販売も行っており、バッグ資産をベースとしたモノの価値循環モデルの基盤構築に取り組んでおります。

## [ 当社サービスの概要図 ]



※1：沖償額は+4,000円（税別）



※1：2025年3月期第2四半期累計実績    ※2：保有効果とは行動経済学上の自分が所有するものに高い価値を感じ、手放したくないと感じる心理的効果を示す

## （２）事業の強み

当社は、「シェアリング+販売」という「モノの価値循環モデル」の先駆けとして事業を行ってきた結果、ユニークな事業の強みを保持していると考えております。

### 保有資産の価値

現在当社は、国外ラグジュアリーブランドバッグを固定資産として保有し、減価償却を進めながらシェアリングサービスの用に供しております。一般にブランドバッグは、残余価値が残りやすいとされており、シェアリングビジネスで収益を上げながら、将来的には、販売による利益も獲得できるともいえます。

### 資産価値の維持と組み換え

当社は、サブスクリプション型シェアリングサービスにおける顧客満足度と収益の最大化の両立を図るため、使用状況/相場データベースを組み合わせた最適な在庫入れ替えと、資産価値を維持し・向上させるメンテナンス・リペアオペレーションを実現しております。その具体的な取り組みは、以下のとおりとなります。

- （a）最適な仕入れを可能にする蓄積されたデータ
  - ・蓄積された豊富な貸出データ及び販売データにより、失敗しない仕入を実現
  - ・豊富な取引実績を背景に、競争力ある価格での仕入れ交渉が可能
- （b）豊富な在庫を実現する目利き調達ルート
  - ・これまで60ブランド4万点以上のバッグ仕入れで磨き上げた目利き力
  - ・世界的にも優良市場である日本の二次流通市場において安定した調達ルートを確立
- （c）在庫をアップデートするメンテナンス
  - ・壊れたバッグでも独自技術や培ったノウハウによって貸出可能な状態に修復
  - ・一般社団法人 日本流通自主管理協会（略称 AACD）に加盟するとともに、偽物排除の取り組みを推進し、本物のみを提供
- （d）在庫を最適に配分する自社倉庫
  - ・ITを活用したフリーロケーションによる効率的な保管を実現した在庫管理
  - ・内製で構築したジャストインタイムの在庫管理システム
- （e）不正排除のための独自審査
  - ・豊富な経験により培った当社独自の入会審査の仕組みを確立
  - ・使用状況に応じた不正ユーザー検知の仕組みを確立

### 成長を担保するコミュニティ

当社の会員構成は、利用期間が12か月を超える会員が全会員数の66.0%を占めており会費収入拡大の基盤となっております。また、当社は、継続して新規加入者を獲得しており、これまでに当社のサービスを利用したことがある会員の累計は18.1万人となっております。会員の中には、一度サービスを休止しても利用再開するユーザーも存在し、その割合を示す復活率は21.0%と安定的な会員数の確保に繋がっております。

サービスを利用するたびに体験価値が重ねられるため、月額会員の退会率は登録当初から約3か月を境に緩やかになり、顧客獲得コスト（CAC：Customer Acquisition Cost）を約2.9か月で回収し、その後も長期的に収益を生み出す構造を確立しております。

また、当社は、更なるサービスの質の向上を企図し、2023年12月よりシングルプランの月額料金を従来月額6,800円（税別）より月額9,800円（税別）へ変更しておりますが、2024年9月現在、有料会員数は、19,847名であり、価格改定後、減少を続けておりました会員数は、2024年9月に対前月に対して純増へ転換しております。（注）1．

なお、有料月額会員の月平均顧客単価（注）2．は、8,766円となっております。

（2024年9月現在当社実績）

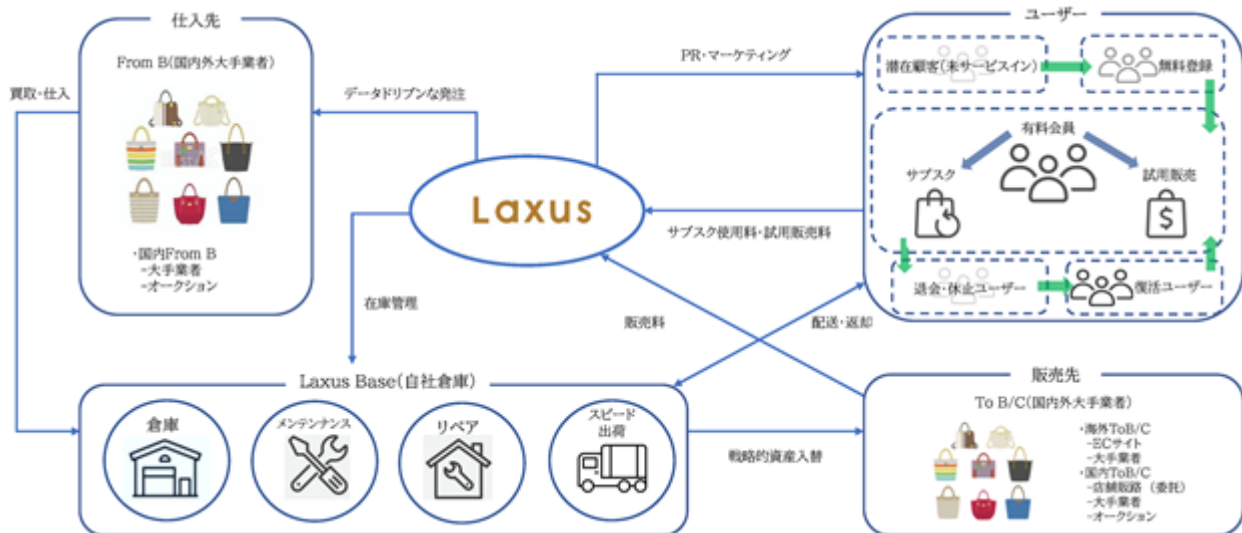
- （注）1．当社サービスは、季節による需要変化があります。例として、2、3月は入学式・卒業式需要、11、12月はクリスマス需要等により年間の中で利用が増える時期となります。
- 2．月平均顧客単価（ARPU）は、値引や日割計算の結果を反映した金額となっております。

### 試用販売による価値の最大化（アップセル）

当社は、月額会費収入に加えて、レンタル中の商品を現状有姿で販売するサービスを実施しております。ブランドバッグは、一般的に高額品ですが、レンタル期間は「長い使用体験」とも言えます。愛着の湧いたバッグを長く所有したいという保有効果により、レンタル中のバッグを購入する会員も存在します。

当社の事業の系統図は、次のとおりであります。

#### [ 事業系統図 ]



- (注) 1. 無料登録とは、会員登録後、バッグのレンタルを行っていない状態を指します。なお、当社のサービス利用料金は、バッグのレンタル開始日（初回発送日）を基準日として発生します。
2. 当社は、消費者から預託されたバッグを貸し出すサービス（ラクサスX）を実施しておりましたが、2022年6月より新規受付を休止しております。

## 4【関係会社の状況】

2024年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社ワールド (注)1	神戸市中央区	6,000百万円	婦人、紳士及び子供衣料品の販売、投資事業、デジタル事業、プラットフォーム事業	被所有 62.5	資金借入あり (注)2 役員の兼務あり (注)3 営業上の取引あり
(連結子会社) LAXUS TECHNOLOGIES INC. (注)4	The State of Delaware, U.S.A.	100米ドル	ブランドバッグのシェアリングサービス及び販売	所有 100.0	役員の兼務あり 資金貸付あり 営業上の取引あり 設備の賃貸借あり

(注)1. 親会社である株式会社ワールドは、有価証券報告書を提出しております。

2. 資金借入は、2024年9月30日付で全額返済しております。

3. 2024年5月28日付で取締役上山健二氏が親会社である株式会社ワールドの代表取締役を退任したことに伴い役員の兼務は解消しております。

4. 連結子会社であるLAXUS TECHNOLOGIES INC.は、2024年5月28日をもって解散しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

2024年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
42 (39)	38.1	4.6	4,883,166

(注)1. 当社は、単一セグメントであるためセグメント別の記載をしておりません。

2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

## (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
41.7	0.0	52.1	72.9	204.2

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71号の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 賃金は性別に関係なく、同一職掌・同一等級において、同一の賃金制度を適用しておりますが、男性労働者と女性労働者の職掌・雇用形態等における人員構成の違いなどの理由で差が生じております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は、今後、更なる事業基盤の強化及び収益の拡大に向け、以下の主要課題に取り組んでまいります。

#### （1）経営方針

当社は、2006年の創業以降、「本当に良いものを愛し、作り手の想いをつなげたい。」「あこがれをみんなでもシェアしたい。」という想いから、「世界中に笑顔を」を経営理念に据え、事業を拡大してきました。

従来、ブランドバッグをはじめとした「高額品＝価値あるモノ」は所有を中心とした世界でしたが、当社は、そうした世界に加えて、ユーザーの利活用機会拡大により、モノが持つ価値を当社が提供するサービスを通じて一般消費者に開放・循環させることで、その生涯価値を最大化させる世界を目指しております。

その起点として、当社は、シェアリングエコノミーサービスが世の中に普及し始めた早い段階である2015年にブランドバッグに特化したサブスクリプションサービス「ラクサス」事業を開始し、シェアリングエコノミーの浸透を牽引してきました。2020年には、ブランドバッグの試用販売「買えちゃうラクサス」サービスをローンチしております。

当社は、ユーザーの利活用の機会を拓けることで、価値あるモノが循環する仕組みを構築することで、モノもユーザーも笑顔にする世界を目指しております。

[当社が目指す姿]



注：使用価値：モノを使うことにより生まれる価値、流通価値：二次流通していく際の価値、時間価値：使用・流通の価値の循環に伴う付随する価値（※金融的価値）  
 ※1：買出品の中にバッグが含まれる国内サブスクリプションサービス（AnotherAddress、my Stock、MECHAKARI、ORB、BAGRENT）と比較し、事業規模及びバッグ取扱点数が当社対比で僅少と当社にて判断  
 なお、Shareit、EDIST BAGとMISELはサービス終了のため比較対象外とするが、サービスの終了前時点においても当社のバッグ取扱点数が多いことを確認済み

#### （2）経営環境

当社は、価値あるモノの価値循環モデルの確立を目指しており、関連する重要市場として、当社資産に関わるラグジュアリー市場、価値の循環に関わるシェアリングエコノミー市場及び二次流通（リユース）市場、並びに憧れに手が届く機会を拡大するファイナンスサービス等に関連するBNPL市場の4市場を想定しており、いずれの市場も拡大が予想される市場であると考えております。

##### ラグジュアリー市場

国内外ラグジュアリーバッグの市場規模は、新型コロナウイルス感染症の終息後、再び回復軌道に乗り、2023年より2028年にかけて国内CAGR（国内年平均成長率）2.5%と成長すると予想されております。

（出典：Euromonitor International社 2023年8月24日出版「World Market for Luxury Goods（高級品の世界市場）」）

##### シェアリングエコノミー市場

モノのシェアリング市場CAGRは、2022年より2032年にかけてベースシナリオで5.7%成長、課題解決シナリオで9.9%成長と市場規模の拡大が予想されております。（出典：情報通信総合研究所「シェアリングエコノミー関連調査 2022年度調査結果」）

##### 二次流通（リユース）市場

国内リユース市場のCAGRは、2022年から2030年にかけて4.1%成長と市場規模の拡大が予想されております。（出典：株式会社リフォーム産業新聞社「リサイクル通信「リユース市場データブック2024」）

BNPL市場（注）

国内のEC決済サービスCAGRは、2022年から2027年にかけて14.2%成長、また、後払い決済サービスのCAGRは12.0%成長と市場規模は拡大しております。（出典：株式会社矢野経済研究所「EC決済サービス市場に関する調査（2024年）」）

（注）「BNPL」とは、「Buy Now, Pay Later」の略であり、商品を購入する際に代金の支払が不要な後払い決済を指します。

### （3）中期経営戦略

当社は、バッグのシェアリングを起点に、価値あるモノのユーザー活用機会の裾野を拡げ、その生涯価値を最大化させることを目指してきました。

まず、当社は流通価値（シェアリング）や買いやすさの提供など、これまで培ってきたコアモデルや保有資産をレバレッジし、ブランドバッグの生涯収益を最大化していきたいと考えております。その上で、価値あるモノのサーキュラープラットフォーム構築を目指していきます。

また、当社は、主要ユーザーである20代から50代女性の人口は約2,996万人と当社の全会員数19,847人（2024年9月末実績）に対して大きな市場であると考えております。また、バッグの販売先となるリユース市場規模も事業の成長の追い風になると考えております。

当社は、持続的な成長の実現には、一定の投資が必要であると考えておりますが、投資に対する回収については、LTV/CAC（注）1.（注）2.は、安定して4.0以上で推移、CACの回収期間も2.9か月であり、ブランドバッグの投資回収期間も約23か月となっております。

当社は、サブスクリプションサービスにおいて、会員の継続率が重要であると考えており、サービス利用料金をあらかじめ払い込むラクサスキャッシュ（前払い式支払い手段）を導入しました。これにより払い込んだ金額に応じた期間の会員離脱を回避することで継続率は改善傾向にあり、今後も継続していくものと見込んでおります。

加えて、資産の生涯収益を高めるべく開始したBtoB/Cのバッグ販売は、前期より取り組みを開始し、今期は「対象顧客×販路」の拡大を進め、2025年3月期第2四半期累計販売額は、前年同期比221%と成長しております。

当社は、バッグのシェアリングを起点に、価値あるモノに対するユーザーの活用機会を拡げるとともに、その生涯価値を最大化させることを目指してきました。継続したサービスの進化によるサブスクリプション・シェアリングサービスの成長に加え、現在保有する資産（バッグ）やオペレーション等の当社の強みを根拠に“資産の生涯収益を最大化”することで、更なる成長が可能と認識しています。

既に取り組みを開始しているバッグの販売ですが、当社は、国内最大規模のブランドバッグ資産を保有しており、この強みを活かし、より一般消費者に近い販売チャネルでの販売を行うことにより収益の最大化を検討したいと考えています。また、消費者からの買取による仕入れも検討していきます。

当社は、バッグの資産価値に関するタイムリーなデータを保有していることに加え、独自の入会審査の仕組みを構築しており、前述のToC販売拡大とともに、消費者にとって支払いやすい、購入しやすい仕組みの構築も検討して行く予定としております。

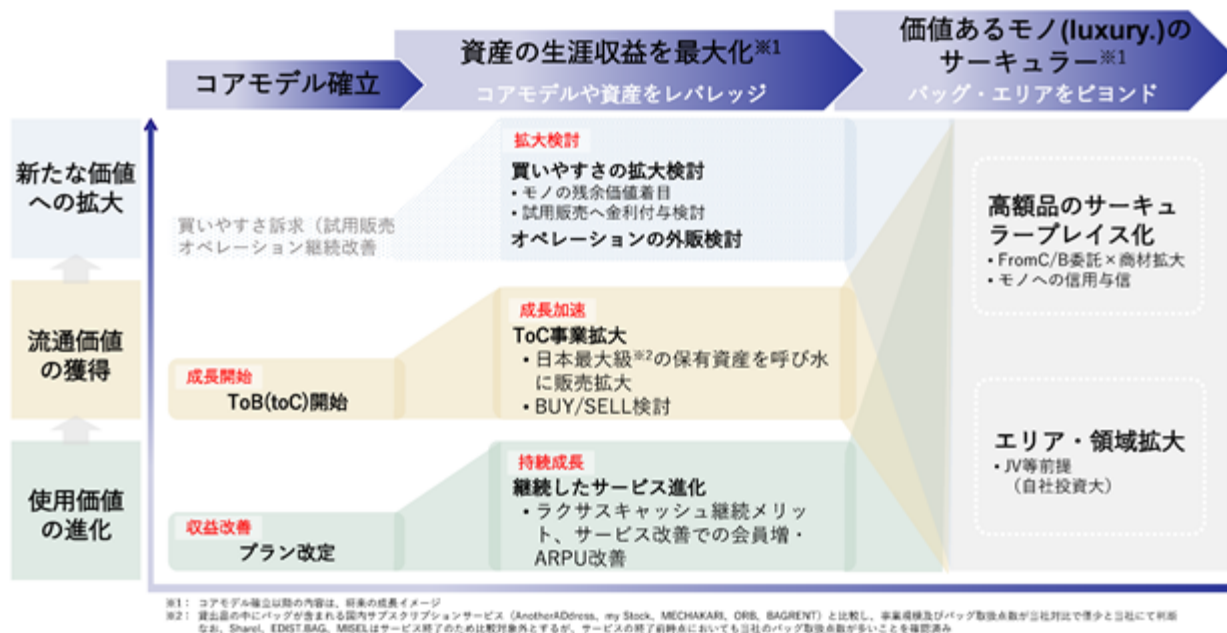
更に、当社は、フルフィルメント機能を内製化していることから、他社からのリペア・メンテナンス業務受託やバッグ保管施設の一部貸し出し等による成長も可能と考えています。

当社は、国内において“ブランドバッグ”がもたらす収益を最大限に取り込み、その上で、高額品のマーケットプレイス構築など、ブランドバッグの領域を超えたビジネスを実現したいと考えております。

（注）1. LTVとは、会員1人が商品を利用してから解約するまでにもたらしてくれる利益を指します。

2. CACとは、新規顧客1人を獲得するために必要としたコストを指します。

[ 中期経営戦略の方向性 ]



#### （４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が、現在認識している事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりとなります。

##### 事業基盤の拡充

当社は、ユーザーの期待に応え続けていくために、当社の収益源である安定的なブランドバッグ調達が重要であると考え、主たる調達先である中古流通市場において仕入れチャネルの多様化等への取り組みを強化しております。

また、今後は販売チャネルの強化に取り組み、1つのバッグを貸出と販売の用途に活用する資産の共有化に取り組みとともに、試用販売で積み上げてきたノウハウを活用し、ブランドバッグを起点とした高額品の二次流通プラットフォームの確立にも取り組んでまいります。

更に、当社サービスの認知度向上も課題の一つと考えており、上場を契機に、費用対効果を十分に検討した上で、オンライン広告などのWEBマーケティングを通じたプロモーション活動を強化し、顧客基盤の拡大に努めてまいります。

##### システム及びオペレーション機能の強化

当社は、モノのサブスクリプションサービスの先駆けであることから、アプリケーションを含むシステム及びオペレーションは基本的に内製にて構築してまいりました。既存事業において、会員獲得の強化や長期的な利用促進の観点から、サービス品質の維持・向上が強く求められており、これらを担保するシステム及びオペレーションは、継続的な強化が重要であると認識しています。

また、今後、当社が目指すモノの価値循環モデルや所有資産の最適な組み換えの実現のためには、在庫連携システムの導入、最適在庫・販売のための機械学習強化等への取り組みも必要であると考えております。

加えて、ユーザーによる不正の排除も安定的な事業拡大には重要となります。これまで、当社は独自の審査の仕組みを構築してまいりましたが、更に強化するため継続的な改善に努めてまいります。

##### 優秀な人材の確保と組織力の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要な課題であると認識しております。

特に、新たな成長領域に関する知見を有する人材の確保が重要であります。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、公正・適正な評価・処遇を行うことで、優秀な人材の確保に努めてまいります。

また、社員の職位、職務に応じた適切な教育、研修を実施し、活躍の場を提供することで、中期的に人材の底上げ及びコア人材の育成を図っていく方針としております。

##### 財務上の課題について



当社は、将来の成長に向けたレンタル用バッグ購入を中心とした先行投資をした結果、借入金残高が大きくなっています。一方で、収益力の強化に注力した結果、キャッシュ・フローは改善傾向にあるとともに、取引金融機関との連携により安定した資金繰りを実現しております。

今後も売上高の継続的な成長を通じて、より一層の収益力の強化と強固な金融機関との協調体制の確立により、財務の健全性向上及びキャッシュ・フローの安定化を進めてまいります。

#### 内部管理体制の強化

当社がユーザーから、そして社会全体から信頼を得て持続的に成長するためには、サービスの品質や安全性の確保のみならず、内部管理体制の充実は不可欠であると認識しております。

当社業務遂行上必要な法律等の知識について、研修等を通じて社内で共有するとともに、その遵守状況を内部監査等でチェックし、体制強化に取り組んでまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 戦略

当社は、創業当初より「世界中に笑顔を」を理念に、シェアリングを起点としたモノの価値が循環する社会の実現を目標としてきました。持続可能な社会の実現は、当社目標の実現と同義であり、モノの価値を循環させる事業が世の中に根付くことが、持続可能な社会の実現に直接つながると考えております。

また、当社が目指す社会や事業の持続性の実現には、その推進の基盤となる人的資本の充実が重要であるとと考えております。人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、ライフステージ等にかかわらず多様な人材が個々の能力を如何なく発揮できる環境を整備すべく、人事制度をはじめ職場環境の整備や活躍の場を創出することで、人材の価値を最大化する基盤構築を推進しております。

当社は、「事業」と「組織」が当社サステナビリティ戦略の両輪をなすと考え、取り組みを進めていく所存です。

事業オペレーションを通じて持続可能な社会に貢献する。

事業を通じてモノの循環型社会の実現に向けてサービスを進化させるとともに、環境に配慮した事業オペレーションを確立する。

ダイバーシティを推進し持続的な成長を実現する。

多様なバックグラウンドを持つ人材がその能力を最大限に発揮して働ける環境、制度を構築することで持続的に成長できる企業としてあり続ける。

### (2) 指標及び目標

当社は、「事業のサステナビリティ」面において、ラクサス事業開始以来、仕入れた資産の直接の“廃棄ゼロ”に取り組んでおり、今後も継続的に推進してまいります。

また、持続可能な社会は、ユーザーとともに構築していくという考えから、シェアリングサービスの配送・返送に利用するボックスのリサイクル化やバッグを皆で共有することによるCO2抑制の貢献効果をサービスを提供する携帯アプリ上で表示しております。

このような中で、当社は、ユーザーと共に、当社資産であるバッグを大切に扱いシェアリングモデルを拡げていくことが、結果として、環境貢献に資する事業であると考えており、事業の拡大そのものが重要指標であると捉えております。

その上で、国が定める2050年脱炭素社会の実現に向けてのロードマップに整合した対応が必要であると考えております。まずは、自社負荷に該当するScope1/Scope2(注)に基づく排出量の見える化を進めた上で、当社として適切な目標を設定することが重要であると考えており、今後取り組んでいきたいと考えております。

「組織のサステナビリティ」面においては、当社は、多様なバックボーン・ライフスタイルを持つ人材を重要視しており、2017年より、同性パートナーや内縁パートナーを「配偶者」として社内定義するなど、LGBTへの対応をいち早く進めております。

また、当社は、2022年より、能力に応じて公正・適正な処遇を実現する新人事制度を導入しております。未だ成長段階にある当社は、社員の役職者への登用も、多様な人材の個々の能力に応じた公正に登用することが重要であると認識しておりますが、当社サービスは女性ユーザーが多いことも踏まえ、将来的には、管理職の女性比率（現在41.7%）を当社社員の労働構成比と同等まで引き上げることも重要であると考えております。

(注) 温室効果ガス排出量算定の基準であり、自社における直接排出がScope1、自社が購入・使用した電力、熱、蒸気などのエネルギー起源の間接排出がScope2となります。

### (3) ガバナンス

当社は、持続可能な社会の実現に向けて、特に重要な課題について、社長執行役員を中心とし管理部門及び事業部門が参画するサステナビリティ委員会を組成し、事業・組織両面でサステナビリティ向上に関する方針を策定のうえ、必要に応じて取締役会にて課題管理・進捗報告を行うこととしています。

また、人的資本に関しては、社長執行役員を中心とした部門長を委員とする人材開発委員会を設置し、人材の確保、育成、就業環境の整備に関する活発な議論を実施し、推進していくこととしております。

また、これらの委員会を通じてリスクを認識した場合、リスク管理委員会と連携し、その防止、解決を図ることとしております。

#### (4) リスク管理

当社は、サステナビリティ領域において事業に悪影響を及ぼすリスクを全社的に把握し、その顕在化の未然防止と顕在化した場合の影響を最小化するため、リスク管理委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進しております。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識し、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主要なリスクや不確実性は、次のとおりとなります。

当社は、当社を取り巻くリスクや不確実性に関して、リスク管理委員会において定期的に議論し、これらのリスクや不確実性を機会として活かす、あるいは、回避・低減するための対応を検討しています。その検討結果は、随時、取締役会へ報告されており、以下に記載するリスクや不確実性の内容は、取締役会における議論も反映しています。

なお、これらのリスクや不確実性は、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて判断したものであり、当社に係る全てのリスクや不確実性を網羅したものではありません。そのため、現時点において予見できない、あるいは、重要とみなされていない他の要因の影響を将来的に受ける可能性があり、また、文中の将来に関する事項はその発生あるいは達成を保証するものではありません。

#### （１）事業環境に関するリスク

景気動向の影響について（顕在化の可能性：大、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、日本国内において良質なブランドバッグのシェアリング事業を展開しており、一般消費者に対し、上質なブランドバッグを楽しむ機会を提供することで生活をより豊かにすることを目指しております。

ファッションは、日本国内におけるライフスタイルの中で重要なポジションを占めていますが、一般消費者を対象とした嗜好性の高い領域であり、いわゆる生活必需品という位置づけではありません。

そのため、予測し得ない景気変動が生じ、雇用環境の悪化や個人消費の低迷が生じた場合等には、支出抑制の対象となる可能性があります。

当社は、前払手段の提供やマーケティング施策の展開又は会員に有益な各種情報の提供などを通じて、長期的かつ安定的に当社サービスを利用する会員の増強に努めておりますが、支出抑制のリスクは完全に排除できません。

このようリスクに対処できない場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

一般消費者の意識・嗜好の変化について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：長期、影響度：大）

当社が提供するサービスは、憧れのブランドバッグを楽しむという一般消費者の潜在的な欲求を喚起するサブスクリプションサービスであり、時代のニーズやファッション・トレンドは、当社の成長を左右する極めて重要な要因となります。

当社は、常にマーケットの最新状況をリサーチし、消費者のニーズ、嗜好をリードしていくようなサービス開発に努めておりますが、世代の移り変わり等を背景として、消費者の意識・嗜好が著しく変化する可能性は完全に排除できません。

このようリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合優位性について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の商材であるブランドバッグは、その商品特性上、高額な仕入単価となります。相当数の消費者のニーズを満たしたサービス展開を実現するためには、多額の初期投資を必要とし、参入障壁は高いものと考えております。

また、当社はレンタル・販売を通じて良質なブランドバッグを「使いたいときいつでも使える」機会を提供しており、これまでのサービス提供を通じてブランドバッグのシェアリングに関する消費者（消費行動）情報を蓄積・活用しております。シェアリングに関する顧客ニーズ・嗜好は、購入行動に係るものとは異なっており、当社は、当該情報を積極的に活用することで消費者の潜在的な需要を喚起していく提案、商品開発又は効率的な仕入れを実現しております。そのため、仮に大資本を背景とした商品購買力を備える企業等の新規参入があった場合においても、当社は、十分に競合優位性を保てるものと考えております。

上記の理由により、当社は、これまでブランドバッグのシェアリング事業という領域において業界をリードすることができたと自負しております。

しかしながら、消費者の価値観の著しい変化による当社情報の陳腐化の可能性又は各ブランド自身がレンタル機会を創出することにより当社の価値が相対的に低下する可能性は完全に排除できません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、特許権及び商標権を取得しており、また、第三者の知的財産権に対する侵害予防に努めておりますが、これら知的財産権に対する当社の認識又は見解相違は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、事業の優位性を確保するためにブランド、コンテンツ、ノウハウ、技術等を保護することが継続的に事業運営の上で重要事項であると考えております。そのため、特許権、商標権、ドメインネーム等を取得し、また、今後も新たな事業展開に合わせて関連する知的財産権を取得していく方針としております。

しかしながら、想定どおりに知的財産権を取得できないことで当社が使用するブランド、コンテンツ、技術等を保護できずに事業の優位性を確保できない、又は、第三者より知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されることで、紛争解決のための費用やライセンス取得等のための費用が発生する可能性は排除できません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、事故等について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、国内に物流拠点を構え、通信ネットワークシステムを利用して受注し、国内物流システムを利用することでサービスを提供しており、物流拠点の損壊、物流の停止、又はネットワーク障害は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の事業は、会員数の増加に合わせてブランドバッグの在庫数を確保し、サービスを提供するアプリを通じて会員に対して豊富な選択肢を提供するとともに、効率的な物流オペレーションを確立することで、会員が「借りたいときに借りられる」サービスを提供することであり、

そのため、当社は、様々な仕入チャネルの開拓・確保に加え、利便性の高いアプリの開発に努めるとともに、商品の十分な保管・作業スペースを備えた物流拠点を設置し、在庫管理、発送、メンテナンス等の作業を集約・効率化を図ることで、タイムリーにユーザーが望む商品を発送する体制を構築しております。

しかしながら、地震、水害等の自然災害や火災等の事故により、通信ネットワーク障害が発生する、又は、物流拠点が被害を受けるなど、在庫の毀損、滅失又は商品発送の停止等が発生する可能性を排除することはできません。

当社は、かかるリスクに備えて損害保険の付保、ネットワークの信頼性向上、複数の物流パートナーの確保等に取り組んでおりますが、大規模な自然災害発生や火災等の予測不能な事象が発生した場合、物流拠点で保管する資産の消失や通信、交通インフラの停止等に伴う営業停止等が生じる可能性は完全に排除できません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

感染症の大規模流行について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、外出時に使用するブランドバッグのシェアリングサービスを提供しており、感染症の拡大は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社が提供するブランドバッグのシェアリングサービスは、ユーザーが外出時に利用するものであり、感染症の大規模流行等により、興行・イベントの中止や政府の外出自粛要請等が生じた場合は、当社サービスの利用機会の減少、ひいては会員数の減少につながる事が予想されます。

当社は、サービス利用料金をあらかじめ払い込むラクサスキャッシュ（前払い式支払い手段）の提供などを通じて、長期的かつ安定的に当社サービスを利用する会員の確保に努めておりますが、外出自粛の可能性は排除できるものではありません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業に関する法的規制について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：小）

当社が仕入れるレンタル用バッグは、古物営業法に定める「古物」に該当するため、当社は広島県公安委員会より同法による許可を受けております。本書提出日現在の当社の主要な事業活動の前提となる許可・届出状況については、以下のとおりであります。

許認可等の名称	所轄官庁等	許認可の内容	取消事由
古物商許可	広島県公安委員会	許可番号 第731021400021号 許可年月日 平成26年7月25日	古物営業法第6条及び 第24条に定める事由

当社は、コンプライアンスを企業の重要な責務と位置づけ、古物営業法の定めを遵守した業務フローを構築することで法令違反等の未然防止に努めており、本書提出日まで許可の取消事由が発生したことはありません。

しかしながら、同法に定める許可取消し又は営業停止事由については、当社のみならず、当社役員、従業員個人又は取引先等に起因して発生する不測の事態の可能性は完全に排除することはできません。

このようなリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が提供するブランドバッグのシェアリング事業「ラクサス」は、「古物営業法」に加え、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」、「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「資金決済に関する法律（資金決済法）」、「下請法」等の法的規制の適用を受けております。

これらの関係法令の改正や新たなガイドラインの制定又は改定等は、事業活動を制限し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、法令等の改正、政策決定等の動向を注視し、必要な情報を早期収集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等をはじめとする外部専門家と協議することで、しかるべき対応策を検討することに努めておりますが、リスクが現実化する時期を予測、又は、リスクを完全に回避することは困難であり不測の費用が生じる可能性があります。

これらのリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## （２）事業運営に関するリスク

会員数について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の成長は、一般消費者に対して魅力的なサービスを提供し、持続的に会員数を増加させることにより実現されますが、本項に掲げるリスク又は現時点において予見できないリスクが顕在化した場合又はその他不測の事態が発生した場合は、著しい会員の減少を招く可能性があります。

当社は、かかるリスクに備えて、常に社内外の情報を収集し、リスクを回避又は最小化するよう努めておりますが、全ての可能性を完全に排除することはできません。

これらのリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ブランドバッグの仕入れについて

イ．安定確保について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、一般消費者のニーズ・嗜好を満たした良質なブランドバッグの中古品を調達し、会員へ提供するサブスクリプションサービスを行っており、当社が持続的に成長するためには、トレンドを捉えたバッグを質量ともに安定的に調達することが不可欠であります。

一方で、中古品は、新品と異なり市場での流通量が一定せず、また、近年、中古ブランドバッグの市場価格は、円安や物価高を背景として継続的に上昇し、必要とするブランドバッグの確保が難しくなっております。

当社は、中古品取扱事業者の新規開拓・オークションへの参加など仕入チャネルの多様化により、お客様のニーズに応えるブランドバッグの確保体制の拡充に努めておりますが、将来の景気動向の変化、競合の増加、著しい価格変動等により安定した中古品の確保が困難となり、お客様の求める品揃えが実現できない可能性を完全に排除することはできません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ．仕入担当者（バイヤー）について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、一般消費者のニーズ・嗜好を満たした良質なブランドバッグを仕入れておりますが、中古品の仕入価格については、ブランドの人気の移り変わり等にも左右され、あらかじめ流通価格が決まっているものではありません。そのため、商品の真贋チェック、商品の程度の確認、適正な買取価格を提示できる仕入担当者（バイヤー）の存在が欠かせません。

当社は、継続して仕入担当者（バイヤー）の育成を強化しておりますが、経験豊富な仕入担当者（バイヤー）の退職・引き抜きなどが短期間に発生し、買取ノウハウの失われることで、お客様の求める品揃えが実現できない可能性を完全に排除することはできません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ．コピー商品の買取リスクについて（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：小）

当社のサービスは、良質なブランドバッグを毎月定額で使用できるという一般消費者の信頼の下に成立しており、正規品を仕入れるため優秀な仕入担当者（バイヤー）を配置し、真贋鑑定を徹底するなど「コピー商品」の排除に努めております。

一方で、当社が取り扱うブランドバッグの市場では、「コピー商品」の流通が広範囲にわたっており、社会的な問題となっております。当社は、販売前に入念な真贋チェックを実施しておりますが、ブランド直営店以外のチャンネルを通じて中古品を仕入れるという特性上「コピー商品」を完全に排除することは困難であり、「コピー商品」の買取、貸出に伴う信頼低下という一定のリスクを抱えております。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、人材が競争力の源泉と考え、優秀な人材を継続して採用、育成し、強固な組織を構築していくことに注力しております。

一方で、少子高齢化による労働人口の減少を背景に、人材の採用・獲得競争は激化しており、当社の成長を支える人材の確保と質の向上は重要な課題となっております。

また、当社は、人材を「資本」と捉え、その価値を最大化するべく多様な人材が活躍できる制度及び職場環境の整備や活躍の場を創出することで、継続的に人材育成に注力しております。

しかしながら、競合他社との人材獲得競争の激化により採用が計画どおりに進まなかった場合並びに人材の育成又は就業環境の整備が順調に進まなかった場合には、在職する人材の流失が生じることで、生産性が低下する可能性を完全に排除することはできません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システムについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社のサービスは、スマートフォンアプリやインターネットサイトを一般消費者との主たる接点としており、事業の安定的な運営のためシステムの利便性の向上やセキュリティ強化に継続的に取り組むことは、重要な経営課題であると認識しております。

しかしながら、自然災害や火災等の事故など予期せぬ事象により、当社設備又は通信ネットワーク等に障害が発生した場合やプログラムの不具合又は外部からのサイバー攻撃が発生した場合は、顧客や会計等に係る重要なデータの消失やサービス提供が停止するなどの可能性があります。

当社は、外部のクラウドサーバーの利用等による設備の分散や適切な開発手順の構築又は監視ツールの導入等で対策を講じておりますが、全てのリスクを排除できるものではありません。

このようなりスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定の業務委託、外注に対する依存について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、大手宅配業者に委託して一般消費者宅に商品を届けておりますが、天災、国内の騒乱、不慮の事故等何らかの理由により宅配業者が操業停止になった場合、代替する事業者を選定するまでの間、商品の配送が困難になる可能性があります。また、物流コストの上昇傾向が続く状況下で、オペレーションの合理化や利用価格への転嫁等でコスト上昇を吸収できない可能性があります。

かかるリスクに備えて、当社は、2社の物流業者と取引を行うなど、操業停止や価格上昇に備えた対策を実施しておりますが、予測できない大規模な天災・事故等を理由とする操業停止や、需給バランスやエネルギー価格の上昇等を背景とする価格上昇等の可能性は、完全に排除することが困難であります。

このようリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### （3）コーポレート・ガバナンスに関するリスク

個人情報保護について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大）

当社サービスは、一般消費者を対象としており、住所、氏名等の会員個人を特定できる個人情報を取得しております。これらの個人情報につきましては、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、適切な管理体制の構築と社内教育の徹底を図っております。

しかしながら、現時点において予見できない理由による個人情報の流失や外部からの不正アクセス等による情報漏洩の可能性は、完全に排除できるものではありません。

このようリスクに対処できない場合は、当社の社会的信用が失墜し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、法令遵守を企業の重要な責務と位置づけ、コンプライアンスに関する規程・マニュアル類の整備、定期的な教育の実施等を通じて、すべての役職員のコンプライアンス意識の醸成、向上を図ることで法令違反等の未然防止の対策を講じております。また、当社は、内部監査等によりその遵守状況のモニタリングを実施し、その実効性の確保に努めております。

しかしながら、コンプライアンスに関するリスクは、当社のみならず取引先に起因して発生する可能性もあり、完全に排除できるものではありません。

このようリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築・運用しております。具体的には、意思決定プロセスにおける潜脱行為等が生じることがないように関連する規程を定める又は一定数の独立社外役員を選任し経営の意思決定及び業務執行の監督を強化する等を通じて不正や誤謬の予防に努めるほか、代表取締役直属の内部監査担当を選任し、監査役と協働して適法かつ適正な業務執行が実施されるようモニタリングを徹底しております。

しかしながら、このようなガバナンス機能が想定どおりに機能しない場合又は事業の急速な拡大等により十分な内部管理体制の整備が追い付かない状況が生じる可能性があります。

このようリスクに対処できない場合は、ステークホルダーの信頼を失い、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

サステナビリティへの対応について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：中期、影響度：中）

地球温暖化や海洋汚染、サプライチェーン上の人権問題等、当社を取り巻く環境の不確実性が高まる中、サステナビリティ対応への要請は重要度が増しております。株主をはじめとするステークホルダーは、当社が持続可能な社会の実現に貢献する企業として活動することに期待しており、これに応える取り組みなしには当社の持続的な成長は望めないと考えております。

当社は、サービス開始より「サステナブルな循環型社会」の実現を目指し、オペレーションの細部までこだわって新たな価値提案を行ってまいりましたが、今後より一層の社会的責任を果たす行動が求められます。



当社が、このような期待に応えられない場合は、ステークホルダーの離反を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 親会社の影響について

本書提出日現在、当社の親会社である株式会社ワールドは、当社の議決権の62.5%を所有しています。親会社企業グループは、子会社50社及び持分法適用関連会社4社より構成され、その主要な事業は、国内外において衣料品及び服飾雑貨の販売を営むブランド事業、ファッションに特化したECモール運営や情報・物流システムの業務受託等のデジタルソリューションの提案、デジタル軸での新たなサービスの開発・展開を担うデジタル事業、衣料品及び服飾雑貨等の生産・調達・貿易や什器製造販売を通じた空間創造支援等のプラットフォーム事業となっております。その中で当社はデジタル事業セグメントに属し、ブランドバッグに特化したサブスクリプション型シェアリングサービスを提供し、グループ内で従来とは異なる新たなビジネスモデルの開発に取り組んでおります。

親会社である株式会社ワールドは、株主総会の特別決議を要する事項（例えば、吸収合併、事業譲渡、定款変更等を含みますが、これらに限りません。）を単独で可決することはできないものの拒否権を有するとともに、株主総会の普通決議を必要とする事項（例えば、取締役の選解任、剰余金の処分や配当等を含みますが、これらに限りません。）に関する決定権及び拒否権を有することになり、上場後も当社に重要な影響を及ぼし得ることになります。

また、親会社が当社の事業や経営方針に関して有する利益は、当社の他の株主の利益と異なる可能性があります。

更に、当社は親会社と良好な関係を有していますが、何らかの理由により下記に掲げる当社と親会社グループとの間の主な関係について、関係が悪化した場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社の独立性の維持のため、当社取締役会において親会社の役職員を兼務する取締役は存在せず、また、独立社外取締役が一定数を占める構成としています。

なお、当社と親会社グループとの間の主な関係等の詳細については、以下に記載のとおりとなります。

イ．親会社グループとの取引関係について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、親会社グループ企業にブランドバッグの販売の一部を委託しています。今後も当社の資産の効率的な売却に向け、親会社グループ企業との取引を継続していく可能性があります。しかしながら、当社と親会社との資本関係が希薄化し又は失われた場合や、親会社にとって当社よりも適切な協業先企業が現れたような場合には、当該協業が解消されることで、当社の売上収益が減少し、事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ロ．当社株式の流動性について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中）

本書提出日現在、当社の親会社である株式会社ワールドは、当社の議決権の62.5%を所有しております。当社は、新規上場時の公募増資によって株式の流動性確保に努めることとしていますが、東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において29%程度となる見込みです。当社は、今後も流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により、新規上場時よりも流動性が低下する場合には、売買が停滞する可能性があります。当社株式の需給関係に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、今後、親会社への一部売出しの要請やストック・オプションや株式を活用したインセンティブプラン、事業規模、売上収益及び利益額の成長を通じた株主層の拡大等の組み合わせにより、必要に応じて流動性の向上を図っていく方針です。

また、本公募増資に関連して、当社株式の上場後、親会社が当社株式を市場内外で売却する場合又はその懸念が市場において認識される場合、当社株式の需給の悪化又はそのおそれにより、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### （４）その他のリスク

保有資産価値の変動について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社の固定資産は、そのほとんどがレンタル資産（ブランドバッグ）であります。当社は、四半期ごとに保有する固定資産（レンタル資産）の陳腐化に伴う収益性の低下又は状態（毀損等）を考慮し、固定資産の減損損失に係る会計基準に従い、減損損失の認識・計上を行っております。

将来、市場トレンドの著しい変化に伴う収益状況の悪化又は災害等による大規模な資産の毀損等により、固定資産の減損損失の計上が必要になる可能性があります。

レピュテーションリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社は、当社のブランドイメージや社会的信用を維持・向上させることが、顧客（会員）の獲得において重要であると考えています。しかしながら、マスコミ報道やソーシャルメディアの書き込み等において、当社又は当社役員に対する否定的な風評が発生し流布した場合等には、当社のブランドイメージや社会的信用が低下する可能性があります。

また、当社は、法令遵守を企業の重要な責務と位置づけ、事業活動を行っておりますが、職務内外を問わず役員による不祥事が発生した場合、レピュテーションが著しく低下する可能性があります。

このようなリスクに対処できない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当該リスクの対応策として、レピュテーションに影響を及ぼす問題が発生した場合の適切なメディア対応や不適切な投稿に対する対応に備え、日常より弁護士等の外部専門家と連携するとともに、対応プロセスや職責をあらかじめ明確化しております。

株式の希薄化について（顕在化の可能性：大、顕在化の時期：中期、影響度：小）

当社は、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的として普通株式のストック・オプションを付与しております。

本書提出日現在におけるストック・オプションによる潜在株式は、1,031,700株であり、発行済株式総数19,110,783株に対する潜在株式数の割合は、5.4%に相当しております。当社の株価が行使価額を上回りかつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、既存の株主が有する1株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化することになります。

税務上の繰越欠損金について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、事業拡大のための積極的な投資等を行ってきたことから、前事業年度末日現在において税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の事業が順調に推移する場合、繰越欠損金は、将来の課税所得と相殺され法人税等を減額する効果がありますが、今後の税制改正の内容によっては、納税負担額を軽減できない可能性もあります。

また、繰越欠損金の利用期限を迎えた場合又は繰越欠損金が解消された場合は、通常の税率に基づく法人税等が課税されるため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

株主構成について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：小）

本書提出日現在において、当社発行済株式総数19,110,783株のうち、11,943,934株は株式会社ワールド、7,166,849株は児玉昇司氏が所有しております。当社が計画している上場後、両株主が所有する当社株式の全部又は一部を市場にて売却する場合には、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つであると認識し、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した剰余金の配当を実施していくことを基本方針としております。

一方で、当社は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大、収益の向上を図り、企業価値の最大化をさせることが、より適切な株主還元になり得るものと考えており、創業以来配当を実施しておりません。

将来的には、各事業年度の経営成績、財政状態及び事業・投資計画を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針としておりますが、その実施時期は未定であります。

また、当社の事業が計画どおりに進展しない場合、当社の業績が悪化した場合には、配当の実施を行うことができない可能性があります。

有利子負債について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：中期、影響度：小）

当社は、金融機関より事業資金を調達しており、本書提出日現在における総資産に対する借入金の割合は、60.4%となっております。

当社は、当面は事業拡大に合わせて借入を実施する可能性があります。金融情勢の変化等により計画どおり資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。

また、当社の借入は、変動金利により行われているため、金融機関の融資情勢や市場金利の上昇による調達金利の変動は、当社の調達コストに影響を及ぼす可能性があります。

当社は、今後事業を推進していく中で中長期的に借入金等への依存を低減していくように努めてまいりますが、借入金削減が進行しない場合、借入金及び金融費用・支払利息の計上により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：小）

現代表取締役社長である高橋啓介は、2022年6月の就任以来、当社の経営戦略の構築やその実行に際して、主導的な立場でこれをリードし、当社の成長及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を担っております。かかる状況下、何らかの理由により、同氏が当社における業務遂行が困難になった場合、当社事業に影響が生じ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社はこのリスクに対し、当社の事業が順調に成長を遂げる中で、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、人材の強化を図るとともに、権限委譲を積極的に推し進めており、更に、任意の指名報酬委員会を設置し、サクセッションプランの策定により後継者の育成に努めてまいります。

なお、当社の創業者である児玉昇司氏は、2006年8月の当社設立以降代表取締役社長の任を担って参りましたが、2021年5月に代表取締役会長、2022年6月に取締役となり、現在は非常勤取締役として当社の業務執行は担当しておらず、会社の意思決定及び業務執行における関与の度合いは低減しております。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態の状況

第18期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### （資産）

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ527,317千円増加し、3,655,428千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ220,501千円増加し、1,050,006千円となりました。これは主にラクサスキャッシュの発行により現金及び預金が134,951千円増加したこと、また収益性の低下したバッグを固定資産から棚卸資産に振り替えたことにより商品が65,750千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ306,815千円増加し、2,605,422千円となりました。これは収益性の低下したバッグに代えて新たにレンタル用バッグの仕入を行ったことから有形固定資産が305,234千円増加したことなどによります。

##### （負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ110,657千円増加し、2,813,043千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ54,267千円増加し、2,753,391千円となりました。これは主にラクサスキャッシュの発行により契約負債が49,761千円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ56,389千円増加し、59,651千円となりました。これは返済期間が1年を超える資金調達を行ったことにより長期借入金が55,568千円増加したことなどによります。

##### （純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ416,659千円増加し、842,384千円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことにより利益剰余金が431,527千円増加したことなどによります。

第19期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

##### （資産）

当中間会計期間末における資産合計は3,759,344千円となり、前事業年度末に比べ104,165千円増加いたしました。

流動資産は、前事業年度末に比べ21,494千円減少し、1,028,251千円となりました。これは主に売上債権が現金化され現金及び預金が117,244千円増加した一方、それに伴い売掛金が86,709千円減少したこと、また、経年劣化などの要因のためレンタル用から販売用に振り替えた商品のBtoB販売を推進したことにより商品が55,712千円減少したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べ125,659千円増加し、2,731,092千円となりました。これは主にレンタル資産のラインナップ更新を行いレンタル資産が76,928千円増加したこと、また前払式支払手段であるラクサスキャッシュの発行に伴う供託金の支払いにより投資その他の資産が52,213千円増加したことなどによります。

##### （負債）

当中間会計期間末における負債合計は2,633,757千円となり、前事業年度末に比べ179,285千円減少いたしました。

流動負債は、前事業年度末に比べ162,934千円減少し、2,590,457千円となりました。これは主に親会社である株式会社ワールドへの返済を行ったことにより関係会社短期借入金が2,262,862千円減少した一方、新たに金融機関から調達したことにより短期借入金が2,100,000千円増加したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べ16,351千円減少し、43,300千円となりました。これは主に金融機関への長期借入金の返済を行ったことにより長期借入金が16,662千円減少したことなどによります。

##### （純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は1,125,586千円となり、前事業年度末に比べ283,451千円増加いたしました。これは業績堅調につき繰越利益剰余金が283,451千円増加したことによります。

## 経営成績の状況

## 第18期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しているものの、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化、中国経済の減速、原材料価格等の高騰や円安による物価の上昇により、景気の先行きは依然として不透明さが残っております。

当社グループが属するラグジュアリーブランド市場及びシェアリングエコノミー市場は、新型コロナウイルス感染症の終息後、成長回復軌道に乗り、順調に拡大を続けております。

こうした状況のもと、当社グループは「世界中に笑顔を」を経営理念に、ブランドバッグをはじめとした「価値あるモノ」のユーザーの利活用機会拡大により、「モノの価値が循環し、その生涯価値が最大化される世界」の実現を目指しております。

ブランドバッグシェアリングサービス「ラクサス事業」は、スマートフォンアプリやインターネットサイトを通じて一般消費者が良質なブランドバッグを「お手軽に」「使いたいときにいつでも使える」機会を提供するとともにスタイリングやライフスタイルの提案を通じてブランドバッグの付加価値を高めることに取り組んでまいりました。

同事業は、前連結会計年度より安定した黒字化を達成しております。当連結会計年度は、更なるサービスの質の向上を企図し、2023年12月よりシングルプランの月額料金を従来の月額6,800円（税別）より月額9,800円（税別）へと価格改定を実施しましたが、会員数の減少は想定以下であり、売上に貢献しております。

今後は、会員数の維持、拡大に向けて、何よりも提供するサービスの質を高める必要があるとの認識のもと、定期的実施しているユーザーインタビューやアンケートの結果をもとに稼働率、人気率の高いバッグの仕入を積極的に推し進めるなど更なるユーザー利便性の向上を図っていくこととしております。

また、レンタル中のバッグで気に入ったものについては購入することも可能な「買えちゃうラクサス」サービスについては、ラグジュアリーブランド市場の活況、価格高騰を背景に高単価での販売を実現することで好調に推移しました。

更に、低稼働又は汚損・破損したバッグについても、新たにBtoB（toC）販路を開拓することで収益に貢献しております。

なお、当社グループは、ユーザーの利便性の向上と定着を目的として、新たな取り組みである「ラクサスキャッシュ」サービス（前払式支払手段）を開始しており、順調に残高を伸ばしているところであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,251,664千円（前年同期比12.2%増）、営業利益は473,991千円（前年同期比43.6%増）、経常利益は503,479千円（前年同期比51.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は431,527千円（前年同期比58.1%増）となりました。

なお、当社グループはラクサス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてございません。

## 第19期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、当中間会計期間において、中期経営戦略として掲げる「モノの価値循環モデル」のプラットフォームの確立に向けて、コアビジネスであるブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス「ラクサス」の強化に取り組んでまいりました。具体的には、新規会員獲得に向けた新たな施策として、主要な広告チャネルであるSNS等を通じた認知強化活動に注力するほか、近年拡大している音声広告に積極的に取り組んでおります。

また、当社は、会員数の拡大には新規会員獲得のみならず、サービス利用停止（チャーン）の抑止や過去にサービスの利用を停止したユーザーの再利用促進も重要であると考えております。

チャーンレートの改善については、過去の実績より離脱しやすいと思われる層にターゲットを絞り各種キャンペーンを投入することで改善を図るほか、前払式支払手段である「ラクサス・キャッシュ」拡大に向けてはオートチャージ機能を追加することで継続率向上を狙っております。これらの施策は会員数の維持に一定の貢献を果たしております。

更に、当社はラクサス事業において、今期より戦略的な資産の入替を積極的に行い、人気・需要が高いバッグを増やすことで会員の利便性を高め、顧客満足度の向上に努めております。

バッグ販売につきましては、当社は、従前より試用販売サービス「買えちゃうラクサス」に取り組んでおりましたが、今期より戦略的な資産の入替を加速させていることに伴い、レンタル対象外とした低稼働・不人気バッグ等の効率的な販売による収益獲得にも本格的に力を入れております。当該バッグの新たな販売チャネルとして、特にユーズドセレクトショップを通じた委託販売等のBtoBtoC、及びBtoB販路の拡大に注力しており、順調に成長しております。

上記に加えて、当社は、顧客満足度の向上にも注力しており、サービスの質の改善にも取り組んでまいりました。会員に人気が高いバッグについては、仕入に注力することで会員1名当たりの人気バッグ数を増加させるほか、ユーザーの想像と異なるバッグが届いた場合は無料で交換できるサービスや、バッグ交換の配送時にユーザーの手元にバッグがない期間をなくすため、実際のバッグを見てから交換できるプレミアム交換等のサービスも展開しております。

以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高1,284,982千円、営業利益338,449千円、経常利益337,253千円、中間純利益283,451千円となりました。

なお、当社はラクサス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### キャッシュ・フローの状況

第18期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して134,951千円増加して、503,921千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、28,406千円（前年同期に使用した資金は180,367千円）となりました。これは、主に増加要因として税金等調整前当期純利益466,638千円、レンタル資産償却費297,979千円、レンタル資産売却原価50,303千円、契約負債の増加額49,533千円、売上債権の減少額44,006千円があった一方で、減少要因としてレンタル資産の取得による支出815,012千円、法人税等の支払額70,155千円があったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、6,824千円（前年同期に使用した資金は4,181千円）となりました。これは、主に減少要因として、有形固定資産の取得による支出1,401千円があったことによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、110,375千円（前年同期に得られた資金は114,929千円）となりました。これは、主に増加要因として、長期借入れによる収入100,000千円があったことによるものであります。

第19期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して117,244千円増加して、557,546千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動の結果得られた資金は、318,683千円となりました。これは、主に増加要因として税引前中間純利益326,943千円、レンタル資産償却費160,736千円があった一方、減少要因としてレンタル資産の取得による支出322,253千円などがあったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は、21,907千円となりました。これは、主に増加要因として敷金及び保証金の回収による収入22,118千円があった一方、減少要因として敷金及び保証金の差入による支出44,272千円があったことによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動の結果使用した資金は、179,524千円となりました。これは、主に増加要因として短期借入金による収入2,100,000千円があった一方、減少要因として関係会社短期借入金の返済による支出2,262,862千円があったことによるものであります。

#### 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、ブランドバッグのレンタル事業を営んでいるため、生産、受注の実績はありません。このため、生産、受注及び販売の実績については販売実績についてのみ記載しております。なお、販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第19期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
ラクサス事業	2,251,664	112.2	1,284,982
合計	2,251,664	112.2	1,284,982

(注) 販売の相手先は主に個人消費者であり(販売代金の回収業務を外部の代金回収業者に委託しております)、相手先別販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める取引先がないため、主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は記載しておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### 第18期連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度の財政状態及び経営成績につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」及び「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」にも記載しておりますが、特に重要な指標の内容は、以下のとおりであります。

#### (売上高)

当連結会計年度の売上高は、2,251,664千円(前年度比12.2%増)となりました。これは主にブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス「ラクサス事業」の利用料金改定により顧客単価が増加し売上が増加したことなどの要因によるものです。

#### (売上総利益及び営業利益)

当連結会計年度の売上原価は、432,782千円(前年度比8.5%増)となりました。これは、レンタル用バッグのラインナップを更新するため仕入をしたことにより減価償却費が61,250千円増加したことなどの要因によるものです。また、売上原価率は19.2%となっており、この結果、当連結会計年度の売上総利益は1,818,882千円(同13.1%増)となっております。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,344,890千円(同5.2%増)となりました。これは、売上が増加したことに伴い決済代行会社の販売手数料が22,850千円増加したことが主な要因となります。この結果、当連結会計年度の営業利益は473,991千円(同43.6%増)となりました。

#### 第19期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当中間会計期間の財政状態及び経営成績につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」及び「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」にも記載しておりますが、特に重要な指標の内容は、以下のとおりであります。

#### (売上高)

当中間会計期間の売上高は、1,284,982千円となりました。これは、今期より戦略的な資産の入替を加速させていることに伴いレンタル対象外とした低稼働・不人気バッグ等の販売に注力していること、試用販売サービス「買えちゃうラクサス」が好調だったこと、及びサブスクリプション型シェアリングサービス「ラクサス事業」の利用料金改定により売上が増加したことなどによるものです。

#### (売上総利益及び営業利益)

当中間会計期間の売上原価は、294,396千円となりました。その主たる構成要素として、レンタル用バッグに係る減価償却費160,736千円が挙げられます。また、売上原価率は22.9%となっており、この結果、当中間会計期間の売上総利益(繰延リース利益調整後)は989,464千円となっております。

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、651,015千円となりました。これは、売上の増加に伴い販売手数料が増えたことが主な要因となります。この結果、当中間会計期間の営業利益は338,449千円となりました。

### キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当社の当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

#### 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要の主なものは、ラクサス事業を運営する上で欠かすことができないレンタル用バッグの取得のための資金です。これらに必要な資金については、自己資金により充当することが基本方針であります。事業の成長速度をより一層早めるため、当社グループは事業収益だけでなく親会社である株式会社ワールドから融資を受けた資金を充当することでレンタル用バッグの充実を図り会員数の増加及び事業の拡大に努めてまいりました。

なお、今後につきましては、上場に向けた独立性の観点から、バッグのラインナップ充実のため資金調達が必要となった際は、一般金融機関からの資金調達を強化し、より一層の事業の成長を目指してまいります。

#### (3) 経営方針、経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

企業価値を継続的に拡大することが重要であると考え、売上高、売上総利益及び営業利益を重要な経営指標としております。前述の「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題」を解決することにより、これらの指標の向上を図ってまいります。

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第18期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は816,413千円であります。その主な内容は、当社グループの提供するサービスにおいて欠かせないレンタル資産であり、収益性が低下したバッグの更新を行ったほか、従来取り揃えていなかったラインナップを拡充することによる顧客満足度向上を目的として815,012千円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却については、レンタル資産（合計帳簿価額27,968千円）を除却・売却いたしました。

更に、当連結会計年度において毀損したバッグを中心に36,840千円を減損損失しております。減損処理の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係） 2 減損損失」のとおりであります。

なお、当社グループはラクサス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

第19期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間において実施しました設備投資の総額は323,434千円であります。その主な内容は、当社の提供するサービスにおいて欠かせないレンタル資産のラインナップ更新であり、322,306千円の設備投資を行いました。

また、当中間会計期間における重要な設備の除却・売却については、レンタル資産（合計帳簿価額16,366千円）を除却・売却いたしました。

更に、当中間会計期間において毀損したバッグを中心に10,309千円を減損損失しております。

なお、当社グループはラクサス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### （1）提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額					従業員数 （人）
		レンタル資 産 （千円）	建物 （千円）	工具、器具 及び備品 （千円）	ソフトウェア （千円）	合計 （千円）	
本社 （広島市中区）	オフィス	-	3,102	1,813	168	5,083	27 （8）
東京オフィス （東京都港区）	オフィス	-	957	0	-	957	2 （-）
LexusBase （広島市南区）	物流倉庫	2,453,095	41,492	8,506	-	2,503,095	13 （29）

（注）1．現在、休止中の主要な設備はありません。

2．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマーを含む）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3．当社グループは、ラクサス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

4．主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 （所在地）	設備の内容	年間賃借料又はリース料 （千円）
本社 （広島市中区）	オフィス	15,360
東京オフィス （東京都港区）	オフィス	17,093
LexusBase （広島市南区）	物流倉庫	31,366

## (2) 在外子会社

LAXUS TECHNOLOGIES INC.は2024年5月28日付で解散しており、かつ、設備を一切保有しておりませんので記載しておりません。

## 3【設備の新設、除却等の計画】（2024年10月31日現在）

当社の設備投資は、ラクサス事業に係るレンタル資産の購入が主であり、経営計画、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

## (1) 重要な設備の新設

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
LexusBase (広島市南区)	レンタル資産	411,700	-	増資資金	2025年 3月期 (注)2	2025年 3月期 (注)2	(注)1
LexusBase (広島市南区)	レンタル資産	892,500	-	増資資金 及び自己 資金	2026年 3月期 (注)3	2026年 3月期 (注)3	(注)1
本社 (広島市中区)	ソフトウェア	150,000	-	増資資金	2026年 3月期 (注)3	2026年 3月期 (注)3	(注)1

(注)1. 完成後の増加能力については、増加能力を見積もることが困難であることから記載をしておりません。

2. 着手及び完了は2025年3月期中を予定しております。

3. 着手及び完了は2026年3月期中を予定しております。

## (2) 重要な除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,443,132
計	76,443,132

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	19,110,783	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	19,110,783	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりです。

## 第8回新株予約権

決議年月日	2020年3月12日 臨時株主総会決議 2020年3月31日 会社法第370条による決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社使用人 39 当社協力者 1(社)(注)1.
新株予約権の数(個)	2,298[2,291]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 229,800[229,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	361 (注)2.
新株予約権の行使期間	自 2022年3月31日 至 2027年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 361 資本組入額 180.5
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。ただし、「新株予約権割当契約」に定める要件を充足した場合はこの限りではない。 (2)権利行使期間の定めにかかわらず、当社が証券取引所に上場するまでは行使することができないものとする。 (3)新株予約権者が死亡した場合については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 (4)その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社もしくは資本下位会社とする組織再編(合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転)を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約又は計画等に規定される比率に応じて、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の権利の放棄及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人15名となっております。
2. 新株予約権発行後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の権利行使の場合を除く）、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 第9回新株予約権

決議年月日	2023年4月13日 臨時株主総会決議 同 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社使用人 9（注）1．
新株予約権の数（個）	8,026
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 802,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	99（注）2．
新株予約権の行使期間	自 2025年4月18日 至 2030年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 99 資本組入額 49.5
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社グループ会社の役員、従業員であることを要する。ただし、「新株予約権割当契約」に定める要件を充足した場合はこの限りではない。 (2)権利行使期間の定めにかかわらず、当社が証券取引所に上場するまでは行使することができないものとする。 (3)新株予約権者が死亡した場合については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 (4)その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社もしくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約又は計画等に規定される比率に応じて、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年10月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1．付与対象者の権利の放棄及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社使用人8名となっております
- 2．新株予約権発行後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の権利行使の場合を除く)、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年11月15日 (注)1	A種優先株式 263,158	19,110,783	12,500	821,901	12,500	806,338
2019年11月15日 (注)2	普通株式 263,158 A種種類株式 263,158	19,110,783	-	821,901	-	806,338

(注)1. 株式会社日本政策金融公庫による新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2019年11月15日付で、会社法第319条第1項による決議により定款を一部変更したことに伴い、A種種類株式を廃止し、普通株式へ転換しております。

## (4) 【所有者別状況】

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	1	2	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	119,439	-	-	71,668	191,107	83
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	62.5	-	-	37.5	100.0	-



## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年10月31日現在

	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,110,700	191,107	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 83	-	-
発行済株式総数	19,110,783	-	-
総株主の議決権	-	191,107	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つであると認識し、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した剰余金の配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大及び収益の向上を図り、企業価値の最大化をさせることが、より適切な株主還元になり得るものと考え、創業以来配当を実施していません。

将来的には、各事業年度の経営成績、財政状態及び事業・投資計画を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討して方針としておりますが、その実施時期は未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化と事業の継続的な拡大発展を実現する投資資金として、有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当を実施する場合は、年1回の配当を期末に行うことを基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当に関する決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会として定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の様々なステークホルダーの期待に応えつつ、持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を継続的に強化することが重要であると考えております。

この考えの下、当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定と効率的な業務執行及び適正な監督・監査を可能とする経営体制の構築、アカウンタビリティの明確化並びにコンプライアンスの徹底を基本方針としてコーポレート・ガバナンスのより一層の充実に努めております。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

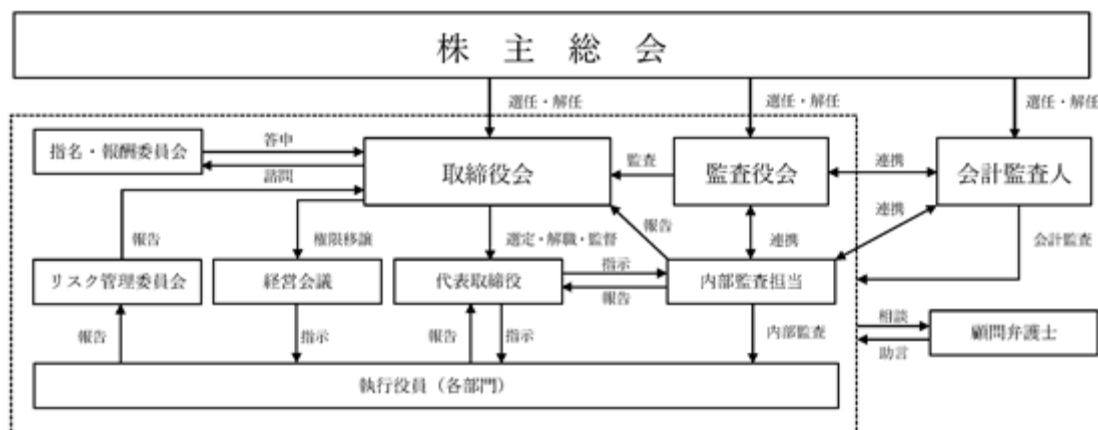
当社は、経営の透明性、公正性を確保するため、独立性が高い監査役が監査機能を担う監査役会設置会社を採用しております。

また、当社は、取締役会において、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を一定数選任しており、客観的な視点より適切に業務執行を監督するとともに、経営に係る重要事項に関して多角的かつ建設的な議論を行っております。

更に、取締役会及び代表取締役より一定の範囲内で業務執行権限を委譲する執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図ることで、経営の機動性の向上と監督機能の強化を図っております。

加えて、当社は、会社法に定める機関に加え、取締役及び執行役員の選解任、評価、報酬決定等を適切に審議する任意の指名・報酬委員会をはじめ、全社的な方針・施策の審議・決定、経営管理に必要な重要事項の報告等を実施する経営会議並びに取締役会又は社長の意思決定に資する各種諮問機関を設置しており、その概要は、次のとおりであります。

[ 当社のコーポレート・ガバナンス体制 ]



#### a．取締役・取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成されており、独立性が高く多様な分野の専門性を持った社外取締役を一定数選任することで取締役会の監督機能の強化及び審議の活性化を図っております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法令に定める事項に加え、経営の基本方針、経営戦略等の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を行っております。

また、取締役会は、毎月業績の進捗について報告を受けるほか、リスク管理委員会における審議事項や関連当事者取引に関する報告を受けるなど業績またはリスクに関する意見交換等も実施しております。

更に、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。

2024年3月期において決議・報告した事項は、法令に明記された事項のほか、主に以下の事項となります。

（取締役会審議事項）

区分	決議・報告の内容
経営戦略関連	中期経営計画、単年度利益計画等
ガバナンス関連	関連当事者取引、内部統制、子会社管理、規程の新設・改廃関連等
リスク関連	リスクの認識・対応、重要なクレーム対応等
人事関連	取締役報酬関連、執行役員人事、新株予約権発行、賞与・業績連動給の支給、重要な使用人の異動等
財務関連	借入・借換、子会社の債務免除

上記のほか、業務執行に関連して、会員獲得にむけた事業戦略、営業報告等、執行側から提示されたテーマについて討議を行っています。

なお、当社は2024年3月期に係る取締役会を臨時取締役会を含め合計15回開催しており、取締役及び監査役の出席状況は以下のとおりとなります。

役職等	氏名	出席状況
代表取締役社長執行役員	高橋 啓介	15回/15回（100%）
取締役執行役員	竹増 浩司	15回/15回（100%）
取締役執行役員	中尾 聡志	15回/15回（100%）
取締役	児玉 昇司	15回/15回（100%）
取締役	上山 健二	15回/15回（100%）
社外取締役	岩瀬ひとみ	15回/15回（100%）
社外取締役	谷村まどか（通称名：野北まどか）	15回/15回（100%）
社外取締役	荒井江里香（通称名：小川エリカ）	15回/15回（100%）
常勤監査役	楠 博文	15回/15回（100%）
社外監査役	安村 和幸	15回/15回（100%）
社外監査役	金口 昭二	15回/15回（100%）

## b. 監査役・監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されており、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担うとともに、独立した機関として経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。

また、監査役会は、毎月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、相互に監査状況等の情報を共有し、実効性が高い監査を実施するよう努めております。

各監査役は、監査役会で定める監査方針、監査計画、業務分担に従い、それぞれ独立した立場から重要な書類の閲覧、各取締役や使用人へのヒアリング等を通じて取締役の職務執行状況を監査するとともに、取締役会その他重要会議への出席、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告について監査を行うほか、代表取締役との意見交換を行っております。

## c. 経営会議

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、部門責任者等で構成され、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時の経営会議を開催しております。同会議は、取締役会決議を要しない経営上の重要事項の審議・決定、経営管理に必要な重要事項の報告・共有並びに取締役会上程事項の事前審議等を行っております。

また、同会議には、常勤監査役及び内部監査責任者も出席し、必要に応じて意見を述べるなど、経営に対する監視機能の強化を図っております。

## d. 任意の指名・報酬委員会

任意の指名・報酬委員会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成され、取締役会の諮問機関として、代表取締役、取締役及び執行役員の評価、選定・解職・選解任及び報酬等の決定について、審議しております。同委員会は、委員の過半数以上を社外取締役から選任すると定めており、同委員会における審議の透明性、公正性及び客観性の確保に努めております。

## e. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役を委員長として、委員長が指名した委員により構成され、常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。原則として3か月に1度開催するほか、リスクが顕在化した場合等に必要に応じて随時開催しております。

同委員会は、経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、事業活動におけるリスクを網羅的に把握、分析・評価し、適切に対応できるようリスク管理規程に基づき活動するほか、社内のコンプライアンスに対する啓蒙活動の推進を行っております。

また、当社は、リスク管理委員会を中核としてリスク管理体制を構築・運用しており、同委員会で認識したリスクに対するモニタリングを継続し、活動の状況について随時取締役会に報告を行っております。

当社の機関及び各委員会の構成は、次のとおりとなります。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	任意の指名・報酬委員会	経営会議	リスク管理委員会
代表取締役 社長執行役員	高橋 啓介			○		
取締役 執行役員	竹増 浩司	○			○	○
取締役 執行役員	中尾 聡志	○			○	○
取締役	児玉 昇司	○				
取締役	上山 健二	○		○		
社外取締役	岩瀬ひとみ	○				
社外取締役	谷村まどか (通称名：野北まどか)	○		○		
社外取締役	荒井江里香 (通称名：小川エリカ)	○		○		
常勤監査役	楠 博文	○			○	
社外監査役	安村 和幸	○	○			
社外監査役	金口 昭二	○	○			

(注) は機関又は委員会の長、○は構成員、 はオブザーバーをそれぞれ示しています。

#### □．当該体制を採用する理由

当社は、独立性を有し高度な専門知識、経験等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「業務執行の監督」及び「意思決定の充実」並びに独立性を保持し、法律や会計・税務等の専門知識を有する社外監査役を含む監査役（監査役会）が協働することでコーポレート・ガバナンスの有効性を確保しております。

また、監査役（監査役会）は、内部監査担当及び会計監査人とも相互連携を図り、社内外からの経営監視機能が十分に発揮できる体制が確保できていると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ．内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

##### a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

( )当社は、役職員の行動基準を明らかにして、企業倫理の確立を図るため、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」などのコンプライアンス関連の規程を設けている。取締役は、率先垂範して企業倫理の遵守・浸透を図る。

( )当社は、市民社会の安全や秩序の維持に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、断固としてこれらを排除する。また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

- ( )内部通報制度運用管理規程に基づき、内部通報制度を運用し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見・自浄プロセスの機動性の向上・風評リスクのコントロール並びに社会的信頼性の確保を図る。
  - ( )監査役（監査役会）を設置し、法令、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
  - ( )内部監査担当を設置し、内部監査規定に基づき、当社の財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、「取締役会規則」「文書管理規程」等の社内規程に基づいて、取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書又は電磁的記録によって、適切に記録・保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。
- c. 損失の危険管理に関する規程その他の体制
- ( )当社は、「リスク管理規程」「個人情報秘密管理規程」「営業機密漏洩防止規程」などのリスク関連の規程を定め、当事業を取り巻く各種リスクの未然防止体制を構築する。
  - ( )社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、原則3か月に1度委員会を開催し、社内外のリスクの洗い出しと対策の協議を行う。
  - ( )リスク管理担当取締役の下にリスク管理担当部署を設置し、当社全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
  - ( )万一、事故が発生した場合は、社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行うことにより損失を最小限に食いとどめるものとする。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ( )当社は、執行役員制度により、意思決定の迅速化・効率化と事業責任の明確化を図るものとする。
  - ( )当社は、「取締役会規則」「稟議規程」「職務権限表」などの規定において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定める。
  - ( )当社は、取締役会を原則として毎月1回開催しており、取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務の執行を監督している。また、重要な業務執行については、「取締役会規則」において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
  - ( )取締役及び監査役が、取締役会・経営会議等の議事録並びに稟議書・報告書その他重要な保管文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ( )監査役がその補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要望を尊重し、専任の補助する使用人を置く。
  - ( )当該使用人の評価・人事異動は監査役会の同意のうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する体制とする。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ( )監査役は、重要な会議に出席し、取締役は法定事項に加え、職務の執行状況を報告する。
  - ( )取締役及び使用人は、監査役会又は監査役が法定事項に加え、職務の執行状況の報告を求めた場合、速やかに対応する。
  - ( )監査役会は取締役社長と定期的会合をもつことにより、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- g. その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じる。

i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

( ) 当社は、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するために、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と内部監査部門及び会計監査人との間で定期的かつ必要に応じて意見交換、情報交換を行い、相互に連携して、監査機能の有効性・効率性を高める。

( ) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、相互に連携して当社の監査の実効性を確保する。

j. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の安全・秩序や企業活動に重大な影響を与える反社会的勢力とは関係を一切持たない旨を基本とし、不当な要求に対しては、弁護士や警察等の外部機関とも連携し、組織的かつ毅然とした対応で拒絶することを基本方針とする。

取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを実施する。

また、取引先との基本契約書には、反社会勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。

ロ. リスク管理体制の整備状況

当社は、事業環境の変化に対応しながら持続的な成長を達成していくため、企業活動に伴う様々なリスクの対応について、リスク管理規程を定めるとともに、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備を図っております。

同委員会は、3か月に1度開催するほか、リスクが顕在化した場合等、必要に応じて随時開催しており、リスクの識別（網羅的な把握）、定性的・定量的なリスク評価と測定、リスクの原因分析及びリスク管理の戦略・対応策の策定等を行い、必要に応じて取締役会へ報告することで、潜在するリスク発生の未然防止や損失の最小化に努めております。

また、当社は、法律事務所及び監査法人、税理士法人と契約を締結しており、顧問弁護士や公認会計士、顧問税理士に適宜、相談、報告を行い適切な助言、指導を得ています。

更に、リスク管理体制の構築・整備の一環として、リスク管理委員会がコンプライアンスに関する教育・研修を計画的に実施することでリスク管理体制、法令遵守の実効性を強化することに努めております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と当社取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定及び定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度としております。

ニ. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、親会社を通じて、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって、会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該役員が職務の執行に関し、悪意若しくは重大な過失により法令に違反し、若しくは責任を負った場合には、補償した金額に相当する金額の返還を請求することができることとしております。



**ホ．取締役の定数**

当社の取締役は、8名以内とする旨、定款に定めております。

**ヘ．取締役の選任の決議要件**

当社は、取締役の選任要件について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により行う旨、定款に定めております。また、この選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

**ト．株主総会の特別決議**

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行旨、定款に定めております。

**チ．取締役及び監査役の責任免除**

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。

**リ．自己株式の取得**

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

**ヌ．支配株主との取引を行う際における少数株主を保護するための方策**

当社の支配株主は、株式会社ワールドであります。当社は、当該支配株主との間に取引が発生する場合、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について慎重に審議の上、決議し、少数株主の保護に努めております。

**ル．中間配当**

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性8名 女性3名（役員のうち女性の比率27.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	高橋 啓介	1978年 9月20日生	2002年10月 株式会社ローランドベルガー入社 2018年 1月 同社 パートナー 2019年 1月 同社 社内バーチャルカンパニーヘッド 2020年 8月 株式会社ワールド 執行役員グループ企画 本部長 2021年 4月 同社 ネオエコノミー事業本部長兼グルー プ企画本部長 2022年 4月 同社 SDGs推進室長兼ネオエコノミー事業 本部長兼デジタルリテール推進本部/グルー プ企画本部副本部長 2022年 6月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）	(注) 3	-
取締役 執行役員	竹増 浩司	1983年 9月27日生	2006年 4月 広島トヨタ自動車株式会社入社 2010年11月 当社入社 2016年 4月 当社 執行役員本社統括 2016年10月 当社 取締役 2017年 9月 当社 取締役フルフィルメント本部長 2018年11月 当社 取締役フルフィルメント部長 2021年 5月 当社 代表取締役社長執行役員 2022年 6月 当社 取締役副社長執行役員 2023年 6月 当社 取締役 執行役員（現任）	(注) 3	-
取締役 執行役員	中尾 聡志	1967年 7月 5日生	1990年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI 新生銀行）入行 2013年 4月 新生プリンシパルインベストメンツ株式会 社（現新生インベストメントファイナンス 株式会社）入社 2013年 5月 株式会社ティンパンアレイ出向 2013年10月 同社 執行役員 2015年10月 同社転籍 執行役員管理グループゼネラル マネージャー 2016年 6月 同社 取締役 2018年 8月 同社 常務取締役管理グループゼネラルマ ネージャー 2020年 6月 当社 取締役 2021年 5月 当社 取締役常務執行役員 2023年 6月 当社 取締役執行役員（現任）	(注) 3	-
取締役	児玉 昇司	1976年 9月27日生	1998年 4月 株式会社バシフィック設立 2006年 8月 エス株式会社（現当社）設立 代表取締役 社長 2021年 5月 当社 代表取締役会長 2022年 6月 当社 取締役（現任）	(注) 3	7,166
取締役	上山 健二	1965年 5月19日生	1988年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀 行）入行 2001年 6月 株式会社ジャック（現株式会社レダックス） 代表取締役社長 2003年 3月 株式会社長崎屋 代表取締役社長 2009年 3月 株式会社GABA 代表取締役社長 2012年12月 株式会社ぐるなび 取締役副社長執行役員 2013年12月 株式会社ワールド 常務執行役員COO補佐 2014年 6月 同社 常務執行役員COO(最高執行責任者) 2015年 4月 同社 代表取締役社長執行役員 2020年 5月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル取 締役 2020年 6月 株式会社ワールド 代表取締役会長 2021年 5月 当社 取締役（現任） 2024年10月 株式会社アウトソーシング 代表取締役会 長 会長執行役員CEO（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	岩瀬 ひとみ	1971年7月1日生	<p>1997年4月 第一東京弁護士会登録 一橋総合法律事務所入所</p> <p>2000年6月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>2003年9月 The George Washington University Law School 客員研究員</p> <p>2004年4月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2007年1月 西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任）</p> <p>2014年6月 株式会社ティンパンアレイ 社外監査役</p> <p>2018年3月 gooddaysホールディングス株式会社 社外監査役</p> <p>2018年9月 一橋大学大学院法学研究科国際企業戦略研究科ビジネスロー専攻 非常勤講師（現任）</p> <p>2021年5月 ユニファ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2021年5月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2023年3月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外取締役</p> <p>2023年6月 一般社団法人日本国際知的財産保護協会 理事（現任）</p>	(注)3	-
社外取締役	荒井江里香 (通称名：小川エリカ)	1977年12月26日生	<p>2000年4月 株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社</p> <p>2003年3月 株式会社KUSKUS INTERNATIONAL設立</p> <p>2005年5月 株式会社博報堂入社</p> <p>2009年1月 ギネスワールドレコーズ日本オフィス（現ギネスワールドレコーズジャパン株式会社）入社</p> <p>2014年1月 ギネスワールドレコーズジャパン株式会社 代表取締役</p> <p>2015年1月 一般社団法人World In Tohoku（現一般社団法人World In You）入職</p> <p>2020年9月 同法人 理事（現任）</p> <p>2021年5月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年10月 ナロ株式会社 取締役</p> <p>2022年3月 チューンコアジャパン株式会社入社</p> <p>2023年3月 ビリーブジャパン合同会社 日本法人代表/業務執行者（現任）</p> <p>2023年5月 チューンコアジャパン株式会社 取締役（現任）</p>	(注)3	-
社外取締役	谷村 まどか (通称名：野北まどか)	1971年8月18日生	<p>1995年5月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社</p> <p>1999年5月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社</p> <p>2002年2月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行</p> <p>2007年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社</p> <p>2018年9月 エイトローズ・ベンチャーズ・ジャパン入社</p> <p>2019年8月 合同会社T3入社</p> <p>2019年11月 一般社団法人がんと働く応援団副理事長（現任）</p> <p>2020年12月 一般社団法人ジャパン・フィランソロピック・アドバイザリー（現一般社団法人ジャパン・フィランソロピック・パートナー）理事（現任）</p> <p>2021年5月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2024年9月 公益財団法人日本フィランソロピック財団 理事（現任）</p>	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	楠 博文	1952年 1月30日生	1972年 4月 株式会社広島銀行（現株式会社広島銀行） 入行 2004年 4月 大和重工株式会社入社 2005年 3月 同社 取締役 2009年 8月 同社退社 2009年11月 当社入社 2010年 1月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 4	-
社外監査役	安村 和幸	1949年 9月29日生	1979年 4月 角田法律事務所入所 1986年 4月 広島弁護士登録 江島・安村法律事務所入 所 1998年 4月 広島弁護士会 副会長 2001年 6月 しまなみ債権回収株式会社 取締役 2006年 6月 安村法律事務所開設 所長(現任) 2010年10月 当社 社外監査役(現任) 2012年 6月 ダイキョーニシカワ株式会社 監査役 2016年 3月 株式会社ソルコム取締役(現任)	(注) 4	-
社外監査役	金口 昭二	1959年12月15日生	1984年10月 株式会社サタケ入社 1995年 4月 涌井税務会計事務所入所 1995年 9月 税理士登録 1998年 4月 金口会計事務所開設 所長 2010年10月 当社 社外監査役(現任) 2012年 5月 税理士法人きずな 代表社員(現任)	(注) 4	-
計					7,166

- (注) 1. 取締役岩瀬ひとみ氏、荒井江里香氏及び谷村まどか氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安村和幸氏及び金口昭二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2024年9月12日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年9月12日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

##### イ. 社外取締役

当社は、社外取締役3名を選任しております。

社外取締役岩瀬ひとみ氏は、日本、米国の弁護士資格を持ち、企業法務に関する幅広い経験と知見を有していることから、当社の経営に対する有益な助言並びに客観的な業務執行の監督を期待して社外取締役に選任しております。同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますが、独立役員として同取引所への届出は行いません。

社外取締役荒井江里香氏（通称名：小川エリカ氏）は、国際的なビジネス分野に豊富な経験と深い知見を有していることから、当社の経営に対する有益な助言並びに客観的な業務執行の監督を期待して社外取締役に選任しております。

社外取締役谷村まどか氏（通称名：野北まどか氏）は、マーケティング戦略やEC事業の分野に豊富な経験と深い知見と経験を有していることから、当社の経営に対する有益な助言並びに客観的な業務執行の監督を期待して社外取締役に選任しております。

また、社外取締役荒井江里香氏（通称名：小川エリカ氏）及び谷村まどか氏（通称名：野北まどか氏）は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準に従い、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、同取引所へ独立役員として届け出る予定としております。

なお、当社と社外取締役3名との間に、人的関係、資本関係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

#### ロ．社外監査役

当社は、社外監査役2名を選任しております。

社外監査役安村和幸氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査するとともに、独立した立場から当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たすことができると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役金口昭二氏は、税理士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査するとともに、独立した立場から当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たすことができると判断し、社外監査役に選任しております。

また、社外監査役安村和幸氏及び金口昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準に従い、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、同取引所へ独立役員として届け出る予定としております。

なお、当社と両氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

#### ハ．社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準（「上場管理等に関するガイドライン 5（3）の2」）を参考に、候補者の経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行し、一般株主と利益相反関係が生じるおそれのないことを前提に当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外役員の監督、監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、監査役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

社外監査役は、3か月に1度、内部監査担当者より内部監査の実施状況及び内部統制の整備、運用に関する報告を受け、課題の共有等情報交換を行っております。

また、会計監査人より監査計画及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

## イ．監査役会の組織、人数及び手続

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤社外監査役2名で構成されております。当社は、監査役には、財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任することとしており、特に財務・会計に関する相当程度の知見を有している者を1名以上選任するように努めております。

常勤監査役楠博文氏は、金融機関における融資業務及び上場会社における経理・財務業務の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役安村和幸氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理に関する豊富な経験と知見を有しております。社外監査役金口昭二氏は、税理士の資格を有しており、財務・会計・税務に関する豊富な経験と知見を有しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画、監査の方法及び業務分担等に従い、取締役会等の重要な会議に出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに重要な社内書類及び財産等の状況の調査等を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。

## ロ．最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催しております。監査役会では、監査計画に基づき各監査役の監査業務の報告のほか、リスク認識、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換、取締役との意見交換等を実施しております。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席するほか、各種議事録、稟議決裁書類、契約書等の重要書類の閲覧、取締役及び使用人へのヒアリング等の日常の監査業務を実施し、非常勤社外監査役と情報の共有を行うなど、社外監査役の監査活動に資する取り組みを実施しております。

このような活動を通じて、監査役及び監査役会は、業務執行者と異なる立場から取締役会と協働し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの体制強化やコンプライアンス意識の向上に寄与しております。

なお、当社は、最近事業年度において監査役会を合計15回開催しており、各監査役の出席状況は次のとおりとなっております。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	楠 博文	100% (15/15回)
独立社外監査役	安村 和幸	100% (15/15回)
独立社外監査役	金口 昭二	100% (15/15回)

## 内部監査の状況

当社は、独立した内部監査部門を設置しておりませんが、代表取締役が任命した2名の内部監査担当者により監査業務を実施しております。

内部監査業務は、社内各部門を対象として、法令や定款、社内規程等に基づき適法、適正に業務が執行されているか、また、より効率的にリスクに対応する組織運営が行われているかなどの観点で独立性を維持しながら内部監査を実施しております。

また、内部監査担当者は、監査結果を代表取締役及び取締役会に報告するとともに、四半期ごとに監査役会に出席しその内容を説明しております。

なお、内部監査担当者は、それぞれ別の部門にも属しているため自己の属する部門に係る監査については、もう1名の内部監査担当者が監査を実施することで、自己監査にならないような相互牽制機能が働く体制を構築しております。

## 会計監査の状況

## イ．監査法人の名称

監査法人 F R I Q

## ロ．継続監査期間

2022年以降

## ハ．業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 佐藤 稔幸

指定社員 業務執行社員 寺戸 高史

## 二．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定について、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」の内容を踏まえ、品質管理体制、独立性・専門性、法令遵守状況、職務遂行状況及び監査報酬の水準等を総合的に検討し、判断することとしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

なお、当社が監査法人 F R I Q を会計監査人として選定した理由は、同監査法人が品質管理体制、独立性、専門性及び高品質な監査を維持しつつ、効率的な監査業務の運営が期待できることから、適任であると判断したためであります。

## ホ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定期基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、不正リスク等について評価を行った結果、監査法人 F R I Q の監査体制及び独立性等において、監査法人に解任又は不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

## 監査報酬の内容等

## 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
12,000	-	13,500	-

## その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

### 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査公認会計士等の監査計画の内容、従前の会計年度における監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を踏まえ、監査品質の維持・向上と効率的な監査の実施などの視点で検討のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

### 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査契約の内容、独立性、専門性、品質管理体制、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、その妥当性について慎重に検討を行った結果、適任であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

### （４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針は定めておりませんが、当社取締役の個人別の報酬は、固定報酬を基本としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定されております。

当該決定にあたっては、代表取締役が経営環境、各取締役の職位・職責・経営能力・功績等を総合的に勘案した上で原案を作成し、社外取締役が委員の過半数を占める任意の指名・報酬委員会において多角的な審議・承認を行い、取締役会決議によって決定しております。報酬決定にあたって、取締役会は、原案は任意の指名・報酬委員会において多角的な検討を行っているため、その審議内容を十分に尊重し決議しております。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会で協議し、監査役全員の同意のもと、個別の報酬額を決定しております。

なお、当社は、取締役の報酬限度額を2011年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額200百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）としており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

更に、当社は、監査役の報酬限度額を2010年1月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しており、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

### 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	70,867	70,867	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000	-	-	-	1
社外役員	6,000	6,000	-	-	-	5

(注) 役員報酬の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

### 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

### （５）【株式の保有状況】

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表並びに中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)及び当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)及び当事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人FRIQにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人FRIQによる期中レビューを受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社の連結子会社であったLAXUS TECHNOLOGIES INC.は、2023年12月に営業を停止し清算手続きを開始したことにより、重要性が乏しくなりました。このため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

### 4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、会計専門書の定期購読や監査法人やその他団体が主催する会計セミナー等への参加を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	368,970	503,921
売掛金	408,671	365,298
商品	29,579	95,329
その他	43,759	98,204
貸倒引当金	21,475	12,748
流動資産合計	829,504	1,050,006
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,873	65,873
減価償却累計額	17,082	20,321
建物(純額)	48,790	45,552
工具、器具及び備品	48,368	48,900
減価償却累計額	34,287	38,579
工具、器具及び備品(純額)	14,080	10,320
レンタル資産	3,967,027	4,189,092
減価償却累計額	1,826,166	1,735,996
レンタル資産(純額)	2,140,861	2,453,095
有形固定資産合計	2,203,733	2,508,968
無形固定資産		
ソフトウェア	302	168
無形固定資産合計	302	168
投資その他の資産		
繰延税金資産	65,504	83,362
その他	29,437	12,923
貸倒引当金	370	-
投資その他の資産合計	94,571	96,286
固定資産合計	2,298,606	2,605,422
資産合計	3,128,111	3,655,428

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	-	100,000
関係会社短期借入金	2,341,378	2,262,862
1年内返済予定の長期借入金	-	33,324
未払金	99,556	88,724
未払法人税等	57,262	37,860
契約負債	2,168	51,929
賞与引当金	1,512	1,005
ポイント引当金	30,282	23,621
その他	166,962	154,065
流動負債合計	2,699,124	2,753,391
固定負債		
長期借入金	-	55,568
退職給付に係る負債	3,262	4,083
固定負債合計	3,262	59,651
負債合計	2,702,386	2,813,043
純資産の部		
株主資本		
資本金	821,901	821,901
資本剰余金	806,338	806,338
利益剰余金	1,194,742	763,214
株主資本合計	433,497	865,025
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	7,772	22,640
その他の包括利益累計額合計	7,772	22,640
純資産合計	425,725	842,384
負債純資産合計	3,128,111	3,655,428

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	2,007,163	2,251,664
売上原価	398,775	432,782
売上総利益	1,608,387	1,818,882
販売費及び一般管理費	1,278,358	1,344,890
営業利益	330,029	473,991
営業外収益		
受取利息	1,064	2,681
為替差益	10,802	20,910
固定資産売却益	13,161	25,383
受取補償金	4,912	5,081
預かり保証金収入	6,381	7,713
その他	2,575	8,666
営業外収益合計	38,899	70,437
営業外費用		
支払利息	20,104	22,165
貸倒引当金繰入額	10,393	8,212
固定資産除却損	4,188	6,229
その他	1,865	4,342
営業外費用合計	36,551	40,949
経常利益	332,376	503,479
特別損失		
減損損失	2,76,142	2,36,840
その他	2,389	-
特別損失合計	78,532	36,840
税金等調整前当期純利益	253,844	466,638
法人税、住民税及び事業税	46,325	52,969
法人税等調整額	65,504	17,858
法人税等合計	19,178	35,111
当期純利益	273,023	431,527
親会社株主に帰属する当期純利益	273,023	431,527

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	273,023	431,527
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	7,768	14,867
その他の包括利益合計	1 7,768	1 14,867
包括利益	265,254	416,659
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	265,254	416,659

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	821,901	806,338	1,467,765	160,474
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			273,023	273,023
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	273,023	273,023
当期末残高	821,901	806,338	1,194,742	433,497

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	3	3	160,470
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			273,023
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,768	7,768	7,768
当期変動額合計	7,768	7,768	265,254
当期末残高	7,772	7,772	425,725

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	821,901	806,338	1,194,742	433,497
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			431,527	431,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	431,527	431,527
当期末残高	821,901	806,338	763,214	865,025

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	7,772	7,772	425,725
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			431,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,867	14,867	14,867
当期変動額合計	14,867	14,867	416,659
当期末残高	22,640	22,640	842,384

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	253,844	466,638
レンタル資産償却費	236,728	297,979
レンタル資産除却損	4,188	6,229
レンタル資産売却原価	92,242	50,303
固定資産売却損益(レンタル資産・売上以外)	13,161	25,383
減損損失	76,142	36,840
社用資産減価償却費	8,954	8,534
為替差損益(は益)	10,911	21,362
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,901	9,154
賞与引当金の増減額(は減少)	1,512	507
ポイント引当金の増減額(は減少)	996	6,661
退職給付引当金の増減額(は減少)	979	821
受取利息	1,064	2,681
支払利息	20,104	22,165
売上債権の増減額(は増加)	161,577	44,006
棚卸資産の増減額(は増加)	1,896	26,924
レンタル資産の取得による支出	745,414	815,012
未払金の増減額(は減少)	18,678	11,122
契約負債の増減額(は減少)	180	49,533
その他	37,927	47,003
小計	171,638	71,087
利息及び配当金の受取額	1,064	2,681
利息の支払額	20,104	22,165
固定資産の売却による収入(レンタル資産)	17,611	46,957
法人税等の支払額	7,301	70,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	180,367	28,406
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	7,012	1,401
その他	2,831	5,423
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,181	6,824
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
関係会社短期借入金の純増減額(は減少)	120,079	78,516
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	5,150	11,108
財務活動によるキャッシュ・フロー	114,929	110,375
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,471	2,993
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	68,148	134,951
現金及び現金同等物の期首残高	437,118	368,970
現金及び現金同等物の期末残高	368,970	503,921

## 【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

LAXUS TECHNOLOGIES INC.

（2）非連結子会社の状況

該当事項はありません。

## 2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

（2）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

## 3．連結子会社の事業年度等に関する事項

LAXUS TECHNOLOGIES INC.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

## 4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。評価方法は個別法によっております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物及び工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～22年
工具、器具及び備品	4～15年
レンタル資産	8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。



**ポイント引当金**

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

**(4) 退職給付に係る会計処理の方法**

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

**(5) 重要な収益及び費用の計上基準**

当社グループは「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

**サブスクリプション型レンタルサービス**

当社グループでは会員顧客に対して契約期間にわたり、レンタルサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

**レンタル資産の販売**

当社グループでは会員顧客に対してレンタル資産の販売を行っており、顧客との契約に基づく取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識し、それ以外の取引価格は販売時に一括して収益認識しております。

**(6) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準**

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

**(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲**

手許現金、及び随時引出可能な預金からなっております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

LAXUS TECHNOLOGIES INC.

（2）非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

（2）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

LAXUS TECHNOLOGIES INC.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。評価方法は個別法によっております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物及び工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～22年
工具、器具及び備品	4～15年
レンタル資産	8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

サブスクリプション型レンタルサービス

当社グループでは会員顧客に対して契約期間にわたり、レンタルサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

レンタル資産の販売

当社グループでは会員顧客に対してレンタル資産の販売を行っており、顧客との契約に基づく取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識し、それ以外の取引価格は販売時に一括して収益認識しております。

(6) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、及び随時引出可能な預金からなっております。

## （重要な会計上の見積り）

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## レンタル資産の減損損失

## （1）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
レンタル資産	2,140,861千円

## （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 見積りの算出方法

収益性の低下により将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなったレンタル資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

## 見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、市場動向、過去の実績等を総合的に勘案の上見積っております。

正味売却価額については、独立した外部の会社によって査定された買取価格等を基礎として適切と考えられる金額を設定しております。

## 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の見積り及び仮定には不確実性が伴うため、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## レンタル資産の減損損失

## （1）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
レンタル資産	2,453,095千円

## （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 見積りの算出方法

収益性の低下により将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなったレンタル資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

## 見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、市場動向、過去の実績等を総合的に勘案の上見積っております。

正味売却価額については、独立した外部の会社によって査定された買取価格等を基礎として適切と考えられる金額を設定しております。

## 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の見積り及び仮定には不確実性が伴うため、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

（会計上の見積りの変更）

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

サブスクリプション型レンタルサービス事業の開始から8年が経過し、レンタル資産に関する価値費消のパターンや処分価額等のデータが十分蓄積されたことを契機に、レンタル資産の耐用年数到来時の残存価値について再検討しました。その結果、当連結会計年度の期首から残存価額をより実態に即した金額に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上原価が140,052千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ140,052千円増加しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （連結貸借対照表関係）

有形固定資産として保有していたレンタル資産を保有目的の変更により、下記のとおり商品に振り替えております。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
商品	19,468千円	89,850千円

## （連結損益計算書関係）

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
荷造運賃	145,820千円	155,161千円
広告宣伝費	369,813	371,046
給料手当	276,174	277,989
貸倒引当金繰入額	2,197	7,878
賞与引当金繰入額	1,512	1,004
ポイント引当金繰入額	7,838	1,985
退職給付費用	1,042	1,002

## 2 減損損失

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島市南区	事業用資産	レンタル資産

当社グループは、ブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス事業の単一セグメントであるため、原則として、事業用資産について全社一体として資産のグルーピングを行っておりますが、遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含まれます。）については、個別に評価を行っております。

これら事業用資産グループのうち、収益性が低下した資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失76,142千円として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の対象となった資産グループの回収可能価額は、主に正味売却価額及び使用価値により算定しており、回収可能価額が正味売却価額の場合は売却見込額等合理的な見積りにより、使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを12.9%で割り引く方法により算定しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島市南区	事業用資産	レンタル資産

当社グループは、ブランドバッグのサブスクリプション型シェアリングサービス事業の単一セグメントであるため、原則として、事業用資産について全社一体として資産のグルーピングを行っておりますが、遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含まれます。）については、個別に評価を行っております。

これら事業用資産グループのうち、収益性が低下した資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失36,840千円として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の対象となった資産グループの回収可能価額は、主に正味売却価額及び使用価値により算定しており、回収可能価額が正味売却価額の場合は売却見込額等合理的な見積りにより、使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを12.9%で割り引く方法により算定しております。

## (連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	7,768千円	14,867千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	7,768千円	14,867千円
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	7,768千円	14,867千円
その他の包括利益合計	7,768千円	14,867千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,110,783	-	-	19,110,783
合計	19,110,783	-	-	19,110,783
自己株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)	-	-	-	-	-	-
	第6回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)	-	-	-	-	-	-
	第8回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	19,110,783	-	-	19,110,783
合計	19,110,783	-	-	19,110,783
自己株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第3回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	-
	第6回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	-
	第8回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	-
	第9回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
現金及び預金勘定	368,970 千円	503,921千円
現金及び現金同等物	368,970	503,921



## （金融商品関係）

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして必要な資金を株式の発行や関係会社借入により調達しております。資金運用については、安全性、流動性の高い預金に限定して運用しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが販売代金の回収業務を決済代行会社に委託しており、顧客の信用リスクに晒されています。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、関係会社より調達をしております。また借入金は、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、決済代行会社に業務を委託するとともに、専門部署による入会時の審査や決済代行会社と連携した回収懸念先の早期把握、回収遅延債権管理を実施しております。またバッグ販売においては与信管理規定に基づいた顧客個別の与信管理を行っています。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握に努めております。

## 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)売掛金	408,671	408,671	-
資産計	408,671	408,671	-
(1)関係会社短期借入金	2,341,378	2,341,378	-
負債計	2,341,378	2,341,378	-

## （注）1．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	368,970	-	-	-
売掛金	281,396	122,815	4,399	60
合計	650,367	122,815	4,399	60

## (注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
関係会社短期借入金	2,341,378	-	-	-	-	-
合計	2,341,378	-	-	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	408,671	-	408,671
資産計	-	408,671	-	408,671
関係会社短期借入金	-	2,341,378	-	2,341,378
負債計	-	2,341,378	-	2,341,378

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 関係会社短期借入金

関係会社短期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして必要な資金を株式の発行や関係会社借入及び銀行借入により調達しております。資金運用については、安全性、流動性の高い預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが販売代金の回収業務を決済代行会社に委託しており、顧客の信用リスクに晒されています。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、関係会社及び金融機関より調達しております。また借入金は、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、決済代行会社に業務を委託するとともに、専門部署による入会時の審査や決済代行会社と連携した回収懸念先の早期把握、回収遅延債権管理を実施しております。またバッグ販売においては与信管理規定に基づいた顧客個別の与信管理を行っています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 売掛金	365,298	365,298	-
資産計	365,298	365,298	-
(1) 関係会社短期借入金	2,262,862	2,262,862	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	88,892	88,892	-
負債計	2,451,754	2,451,754	-

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	503,921	-	-	-
売掛金	284,543	78,432	2,130	192
合計	788,464	78,432	2,130	192

## (注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
関係会社短期借入金	2,262,862	-	-	-	-	-
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定を含む)	33,324	33,324	22,244	-	-	-
合計	2,396,186	33,324	22,244	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	365,298	-	365,298
資産計	-	365,298	-	365,298
関係会社短期借入金	-	2,262,862	-	2,262,862
短期借入金	-	100,000	-	100,000
長期借入金(1年内返済予定を含む)	-	88,892	-	88,892
負債計	-	2,451,754	-	2,451,754

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 関係会社短期借入金、短期借入金

関係会社短期借入金及び短期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金は、変動金利を適用しており、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## （退職給付関係）

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付制度を採用しております。当社の確定給付制度は、主に退職一時金制度です。退職一時金制度は、退職給付制度債務に対して外部積立を行わず、当社が直接受給者への支給義務を負っています。積立に関する法的要請はありません。退職一時金は、当社の就業規則等の退職金規程に基づき給与や勤務期間等に基づいた金額が支払われます。

## 2．確定給付制度

## （1）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	2,282千円
退職給付費用	1,042
退職給付の支払額	63
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>3,262</u>

## （2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	3,262千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>3,262</u>
退職給付に係る負債	3,262千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>3,262</u>

## （3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 1,042千円

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付制度を採用しております。当社の確定給付制度は、主に退職一時金制度です。退職一時金制度は、退職給付制度債務に対して外部積立を行わず、当社が直接受給者への支給義務を負っています。積立に関する法的要請はありません。退職一時金は、当社の就業規則等の退職金規程に基づき給与や勤務期間等に基づいた金額が支払われます。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	3,262千円
退職給付費用	1,002
退職給付の支払額	181
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>4,083</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	4,083千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,083</u>
退職給付に係る負債	4,083千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,083</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 1,002千円

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 27名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 16名	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 26名 当社協力者他 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）	普通株式 437,200株	普通株式 423,700株	普通株式 570,500株
付与日	2013年6月21日	2016年2月24日	2017年3月30日
権利確定条件	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年7月1日 至 2023年6月30日	自 2018年2月24日 至 2023年2月23日	自 2019年3月30日 至 2024年3月29日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 当社協力者他 1名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 39名 当社協力者他 1社
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）	普通株式 80,000株	普通株式 372,600株
付与日	2017年7月25日	2020年3月31日
権利確定条件	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月25日 至 2024年7月24日	自 2022年3月31日 至 2027年3月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	225,800	233,700	162,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	5,000	233,700	5,000
未行使残	220,800	-	157,000

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	50,000	322,400
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	2,300
未行使残	50,000	320,100



## 単価情報

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	200	100	300
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	300	361
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの単価は未公開企業であるためストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積るための基礎となった算定時点の当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー）により算定された価格に基づき決定しております

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

## (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

48,175千円

## (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 27名	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 26名 当社協力者他 2名	当社従業員 1名 当社協力者他 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 437,200株	普通株式 570,500株	普通株式 80,000株
付与日	2013年 6月21日	2017年 3月30日	2017年 7月25日
権利確定条件	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年 7月 1日 至 2023年 6月30日	自 2019年 3月30日 至 2024年 3月29日	自 2019年 7月25日 至 2024年 7月24日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 39名 当社協力者他 1社	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 372,600株	普通株式 817,000株
付与日	2020年 3月31日	2023年 4月17日
権利確定条件	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の行使の時点においても当社又は当社子会社の役員、従業員であることを要する。その他の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年 3月31日 至 2027年 3月30日	自 2025年 4月18日 至 2030年 4月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	220,800	157,000	50,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	220,800	157,000	-
未行使残	-	-	50,000

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	817,000
失効	-	14,400
権利確定	-	-
未確定残	-	802,600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	320,100	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	90,300	-
未行使残	229,800	-

## 単価情報

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	200	300	300
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	361	99
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの単価は未公開企業であるためストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積るための基礎となった算定時点の当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー）により算定された価格に基づき決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- 円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度(2023年3月31日)

## 1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	9,224千円
未払事業税	4,878
賞与引当金	460
貸倒引当金	6,654
税務上の繰越欠損金(注)2	578,381
敷金償却	5,228
退職給付引当金	993
その他	2,079
繰延税金資産小計	607,900
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	522,007
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	20,388
評価性引当額小計(注)1	542,395
繰延税金資産合計	65,504

(注)1.評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注)2.税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	27,173	97,605	152,508	88,091	213,001	578,381
評価性引当額	-	-	68,405	152,508	88,091	213,001	522,007
繰延税金資産	-	27,173	29,199	-	-	-	(2) 56,373

(1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2)税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、収益力に基づく課税所得見込み額を考慮した結果、回収可能と判断しました。

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.5%
(調整)	
役員給与損金不算入額	0.9%
住民税均等割	0.9%
税務上の繰越欠損金の利用	16.8%
評価性引当額の増減	22.3%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.6%

当連結会計年度（2024年3月31日）

## 1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	7,195千円
未払事業税	3,633
賞与引当金	306
貸倒引当金	3,883
税務上の繰越欠損金(注) 2	499,750
敷金償却	5,087
退職給付引当金	1,243
その他	922
繰延税金資産小計	522,021
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	426,853
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	11,805
評価性引当額小計(注) 1	438,658
繰延税金資産合計	83,362

(注) 1．評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注) 2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金( 1 )	-	76,600	152,508	88,091	-	182,549	499,750
評価性引当額	-	3,703	152,508	88,091	-	182,549	426,853
繰延税金資産	-	72,896	-	-	-	-	( 2 ) 72,896

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

( 2 ) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、収益力に基づく課税所得見込み額を考慮した結果、回収可能と判断しました。

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.5%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
税務上の繰越欠損金の利用	16.9%
評価性引当額の増減	5.4%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.5%

## (収益認識関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	合計
サブスクリプション型バッグレンタル	1,685,617
バッグ販売	321,546
顧客との契約から生じる収益	2,007,163
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,007,163

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 顧客との契約から生じた債権等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	246,682千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	408,671
契約負債(期首残高)	1,877
契約負債(期末残高)	2,168

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額については、重要性が乏しいため、記載しておりません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	合計
サブスクリプション型バッグレンタル	1,949,838
バッグ販売	301,826
顧客との契約から生じる収益	2,251,664
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,251,664

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	408,671千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	365,298
契約負債(期首残高)	2,168
契約負債(期末残高)	51,929

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額については、重要性が乏しいため、記載しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、ラクサス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、ラクサス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。



**【関連情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産額がないため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産額がないため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社はラクサス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社はラクサス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社ワールド	神戸市中央区	6,000,000	製造小売業	被所有直接62.5%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注)	120,079	関係会社短期借入金	2,341,378
							利息の支払	20,079	-	-

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社ワールド(東証プライム市場に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社ワールド	神戸市中央区	6,000,000	製造小売業	被所有直接62.5%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注)	121,483	関係会社短期借入金	2,262,862
							資金の返済	200,000		
							利息の支払	21,483	-	-

(注) 1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

2. 株式会社ワールドからの借入金は2024年9月30日をもって返済し、当該債務は解消しております。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社ワールド(東証プライム市場に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
1株当たり純資産額	22.28円	44.08円
1株当たり当期純利益	14.29円	22.58円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	273,023	431,527
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	273,023	431,527
普通株式の期中平均株式数(株)	19,110,783	19,110,783
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>2013年6月14日付取締役会決議による第3回新株予約権新株予約権の数2,208個(普通株式220,800株)</p> <p>2017年3月22日付取締役会決議による第6回新株予約権新株予約権の数1,570個(普通株式157,000株)</p> <p>2017年3月22日付取締役会決議による第7回新株予約権新株予約権の数500個(普通株式50,000株)</p> <p>2020年3月23日付取締役会決議による第8回新株予約権新株予約権の数3,201個(普通株式320,100株)</p> <p>2023年2月24日付で第5回新株予約権は、権利行使期間満了により消滅しております。</p>	<p>2017年3月22日付取締役会決議による第7回新株予約権新株予約権の数500個(普通株式50,000株)</p> <p>2020年3月23日付取締役会決議による第8回新株予約権新株予約権の数2,298個(普通株式229,800株)</p> <p>2023年4月13日付取締役会決議による第9回新株予約権新株予約権の数8,026個(普通株式802,600株)</p> <p>2023年6月30日付で第3回新株予約権は、権利行使期間満了により消滅しております。</p> <p>2024年3月29日付で第6回新株予約権は、権利行使期間満了により消滅しております。</p>

**（重要な後発事象）**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

**借入金の借換え**

当社は、親会社からの借入金の解消を目的として金融機関との金銭消費貸借契約を締結し、2024年9月30日付で短期借入金の借入を行いました。あわせて同日付で既存の金銭消費貸借契約に基づく親会社からの借入金の返済を行いました。

新たに締結した金銭消費貸借契約の主な内容は、以下のとおりです。

借入先	株式会社みずほ銀行	株式会社三井住友銀行
借入金総額	1,050,000千円	1,050,000千円
借入実行日	2024年9月30日	2024年9月30日
返済期限	2024年12月30日	2024年12月30日
借入金利	短期プライムレート	基準金利にスプレッドを加算した利率

**【連結附属明細表】****【社債明細表】**

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
関係会社短期借入金	2,341,378	2,262,862	0.90	-
短期借入金	-	100,000	0.72	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	33,324	1.12	-
長期借入金（1年以内に返済予定 のものを除く）	-	55,568	1.12	2025年～2026年
合計	2,341,378	2,451,754	-	-

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	33,324	22,244	-	-

**【資産除去債務明細表】**

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

## ( 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	347,900	440,302
売掛金	404,160	365,298
商品	11,075	95,329
貯蔵品	2,039	2,034
前渡金	714	1,891
前払費用	5,587	11,492
関係会社短期貸付金	-	63,358
その他	35,191	82,786
貸倒引当金	21,079	12,748
流動資産合計	785,589	1,049,745
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,873	65,873
減価償却累計額	17,082	20,321
建物（純額）	48,790	45,552
工具、器具及び備品	48,368	48,900
減価償却累計額	34,287	38,579
工具、器具及び備品（純額）	14,080	10,320
レンタル資産	3,967,027	4,189,092
減価償却累計額	1,826,166	1,735,996
レンタル資産（純額）	2,140,861	2,453,095
有形固定資産合計	2,203,733	2,508,968
無形固定資産		
ソフトウェア	302	168
無形固定資産合計	302	168
投資その他の資産		
関係会社株式	10	10
関係会社長期貸付金	150,706	-
繰延税金資産	65,025	83,362
長期前払費用	-	7,063
その他	28,149	5,860
貸倒引当金	108,725	-
投資その他の資産合計	135,167	96,296
固定資産合計	2,339,202	2,605,432
資産合計	3,124,792	3,655,178



（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	-	100,000
関係会社短期借入金	2,341,378	2,262,862
1年内返済予定の長期借入金	-	33,324
未払金	97,486	88,724
未払費用	1,030	163
未払法人税等	57,262	37,860
契約負債	546	51,929
預り金	120,081	122,539
賞与引当金	1,512	1,005
ポイント引当金	30,282	23,621
その他	45,738	31,362
流動負債合計	2,695,321	2,753,391
固定負債		
長期借入金	-	55,568
退職給付引当金	3,262	4,083
固定負債合計	3,262	59,651
負債合計	2,698,583	2,813,043
純資産の部		
株主資本		
資本金	821,901	821,901
資本剰余金		
資本準備金	806,338	806,338
資本剰余金合計	806,338	806,338
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,202,030	786,105
利益剰余金合計	1,202,030	786,105
株主資本合計	426,209	842,134
純資産合計	426,209	842,134
負債純資産合計	3,124,792	3,655,178

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2024年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		557,546
売掛金		278,589
リース債権		41,352
商品		39,617
その他		131,041
貸倒引当金		19,896
流動資産合計		1,028,251
固定資産		
有形固定資産		
レンタル資産（純額）		2,530,024
その他（純額）		52,456
有形固定資産合計		2,582,481
無形固定資産		100
投資その他の資産		148,510
固定資産合計		2,731,092
資産合計		3,759,344

（単位：千円）

当中間会計期間  
（2024年9月30日）

負債の部	
流動負債	
短期借入金	2,200,000
1年内返済予定の長期借入金	33,324
未払金	65,109
未払法人税等	63,297
賞与引当金	4,457
ポイント引当金	21,723
その他	202,544
流動負債合計	2,590,457
固定負債	
長期借入金	38,906
退職給付引当金	4,394
固定負債合計	43,300
負債合計	2,633,757
純資産の部	
株主資本	
資本金	821,901
資本剰余金	806,338
利益剰余金	502,653
株主資本合計	1,125,586
純資産合計	1,125,586
負債純資産合計	3,759,344

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1,992,480	2,193,989
売上原価	395,700	415,594
売上総利益	1,596,780	1,778,394
販売費及び一般管理費	1 1,260,514	1 1,323,624
営業利益	336,266	454,770
営業外収益		
受取利息	2,372	3,710
固定資産売却益	13,161	25,383
受取補償金	6,381	5,081
預かり保証金収入	4,912	7,713
関係会社業務受託料	7,493	3,435
その他	2,455	7,388
営業外収益合計	36,777	52,712
営業外費用		
支払利息	2 20,104	2 22,165
貸倒引当金繰入額	10,393	8,212
固定資産除却損	4,188	6,229
その他	2,308	3,752
営業外費用合計	36,994	40,359
経常利益	336,049	467,123
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	-	19,606
特別利益合計	-	19,606
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	108,354	-
減損損失	76,142	36,840
特別損失合計	184,496	36,840
税引前当期純利益	151,552	449,889
法人税、住民税及び事業税	46,325	52,301
法人税等調整額	65,025	18,337
法人税等合計	18,700	33,964
当期純利益	170,252	415,925

## 【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品原価				
1. 期首商品棚卸高	6,490		11,075	
2. 商品仕入高	5,403		5,783	
3. 他勘定受入高 1	92,252		141,306	
合計	104,146		158,165	
4. 他勘定振替高	-		88	
5. 期末商品棚卸高	11,075	93,070	23.5	95,329
経費 2		302,629	76.5	352,847
当期売上原価		395,700	100.0	415,594

(注) 1 他勘定受入高の内容はすべてレンタル資産からの振替によるものであります。

2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
支払手数料	65,900	54,868
レンタル資産償却費	236,728	297,979

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	1,284,982
売上原価	294,396
売上総利益	990,585
売上利益調整	
繰延リース利益繰入額	1,121
売上利益調整額	1,121
差引売上総利益	989,464
販売費及び一般管理費	651,015
営業利益	338,449
営業外収益	
固定資産売却益	15,430
その他	11,252
営業外収益合計	26,682
営業外費用	
支払利息	10,576
その他	17,301
営業外費用合計	27,878
経常利益	337,253
特別損失	
減損損失	10,309
特別損失合計	10,309
税引前中間純利益	326,943
法人税、住民税及び事業税	52,807
法人税等調整額	9,314
法人税等合計	43,492
中間純利益	283,451

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	821,901	806,338	806,338	1,372,283	1,372,283	255,956
当期変動額						
当期純利益				170,252	170,252	170,252
当期変動額合計	-	-	-	170,252	170,252	170,252
当期末残高	821,901	806,338	806,338	1,202,030	1,202,030	426,209

	純資産合計
当期首残高	255,956
当期変動額	
当期純利益	170,252
当期変動額合計	170,252
当期末残高	426,209

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	821,901	806,338	806,338	1,202,030	1,202,030	426,209
当期変動額						
当期純利益				415,925	415,925	415,925
当期変動額合計	-	-	-	415,925	415,925	415,925
当期末残高	821,901	806,338	806,338	786,105	786,105	842,134

	純資産合計
当期首残高	426,209
当期変動額	
当期純利益	415,925
当期変動額合計	415,925
当期末残高	842,134

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	326,943
レンタル資産償却費	160,736
レンタル資産売却原価	43,945
固定資産売却損益(レンタル資産・売上以外)	15,430
減損損失	10,309
社用資産減価償却費	4,609
貸倒引当金の増減額(は減少)	7,148
賞与引当金の増減額(は減少)	3,452
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,897
退職給付引当金の増減額(は減少)	310
支払利息	10,576
売上債権の増減額(は増加)	45,356
棚卸資産の増減額(は増加)	69,851
レンタル資産の取得による支出	322,253
未払金の増減額(は減少)	23,614
その他	8,867
小計	328,912
利息及び配当金の受取額	1,313
利息の支払額	10,576
固定資産の売却による収入(レンタル資産)	28,180
法人税等の支払額	29,145
営業活動によるキャッシュ・フロー	318,683
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,127
敷金及び保証金の差入による支出	44,272
敷金及び保証金の回収による収入	22,118
その他	1,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,907
財務活動によるキャッシュ・フロー	
関係会社短期借入金の純増減額(は減少)	2,262,862
短期借入金の純増減額(は減少)	2,100,000
長期借入金の返済による支出	16,662
財務活動によるキャッシュ・フロー	179,524
現金及び現金同等物に係る換算差額	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	117,244
現金及び現金同等物の期首残高	440,302
現金及び現金同等物の中間期末残高	557,546



## 【注記事項】

## （重要な会計方針）

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

## 商品・貯蔵品

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

評価方法は、商品については個別法、貯蔵品については最終仕入原価法を採用しております。

## 3．固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、2016年 3月31日以前に取得した建物及び工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～22年
工具、器具及び備品	4～15年
レンタル資産	8年

## （2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 4．引当金の計上基準

## （1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## （2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

## （3）ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

## （4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当事業年度末自己都合要支給額により計上しております。

## 5．収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年 3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

## （1）サブスクリプション型レンタルサービス

当社では会員顧客に対して契約期間にわたり、レンタルサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

## （２）レンタル資産の販売

当社では会員顧客に対してレンタル資産の販売を行っており、顧客との契約に基づく取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識し、それ以外の取引価格は販売時に一括して収益認識しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

評価方法は、商品については個別法、貯蔵品については最終仕入原価法を採用しております。

### 3．固定資産の減価償却の方法

#### （１）有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物及び工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～22年
工具、器具及び備品	4～15年
レンタル資産	8年

#### （２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 4．引当金の計上基準

#### （１）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### （２）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### （３）ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### （４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当事業年度末自己都合要支給額により計上しております。

### 5．収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

## (1) サブスクリプション型レンタルサービス

当社では会員顧客に対して契約期間にわたり、レンタルサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

## (2) レンタル資産の販売

当社では会員顧客に対してレンタル資産の販売を行っており、顧客との契約に基づく取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識し、それ以外の取引価格は販売時に一括して収益認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## レンタル資産の減損損失

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
レンタル資産	2,140,861千円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）レンタル資産の減損損失」の内容と同一であります。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## レンタル資産の減損損失

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
レンタル資産	2,453,095千円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）レンタル資産の減損損失」の内容と同一であります。

## (会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

サブスクリプション型レンタルサービス事業の開始から8年が経過し、レンタル資産に関する価値費消のパターンや処分価額等のデータが十分蓄積されたことを契機に、レンタル資産の耐用年数到来時の残存価値について再検討いたしました。その結果、当事業年度の期首から残存価額をより実態に即した金額に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の売上原価が140,052千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ140,052千円増加しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （貸借対照表関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

保有目的の変更により、有形固定資産であるレンタル資産のうち326千円を、商品に振り替えております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

保有目的の変更により、有形固定資産であるレンタル資産のうち89,850千円を、商品に振り替えております。

## （損益計算書関係）

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48%、当事業年度48%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52%、当事業年度52%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
荷造運賃	144,463千円	154,881千円
広告宣伝費	366,512	371,046
給料手当	276,174	277,989
貸倒引当金繰入額	4,936	5,274
賞与引当金繰入額	1,512	1,004
ポイント引当金繰入額	7,838	1,985
減価償却費	8,954	8,534
退職給付費用	1,042	1,002

- 2 関係会社に係る営業外費用

支払利息には、関係会社からの借入金の支払利息が含まれています。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払利息	20,079千円	21,483千円

## （有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	10

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	10

## (税効果会計関係)

前事業年度(2023年3月31日)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	9,224千円
未払事業税	4,878
賞与引当金	460
貸倒引当金	39,538
税務上の繰越欠損金	547,929
敷金償却	5,087
退職給付引当金	993
その他	1,014
繰延税金資産小計	609,126
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	491,555
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	52,544
評価性引当額小計(注)	544,100
繰延税金資産合計	65,025

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.5%
(調整)	
役員給与損金不算入額	1.6%
住民税均等割	1.5%
税務上の繰越欠損金の利用	28.1%
評価性引当額の増減	16.8%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.3%

当事業年度（2024年3月31日）

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	7,195千円
未払事業税	3,633
賞与引当金	306
貸倒引当金	3,883
税務上の繰越欠損金	499,750
敷金償却	5,087
退職給付引当金	1,243
その他	922
繰延税金資産小計	522,021
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	426,853
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	11,805
評価性引当額小計（注）	438,658
繰延税金資産合計	83,362

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.5%
（調整）	
住民税均等割	0.5%
税務上の繰越欠損金の利用	10.7%
評価性引当額の増減	12.7%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.5%

## （収益認識関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## （重要な後発事象）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

借入金の借換え

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【注記事項】

## (中間貸借対照表関係)

有形固定資産として保有していたレンタル資産を保有目的の変更により、下記のとおり商品に振り替えております。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
商品	1,650千円

## (中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
広告宣伝費	170,154千円
給料手当	141,200
貸倒引当金繰入額	6,856
賞与引当金繰入額	4,311
ポイント引当金繰入額	774
退職給付費用	496

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
現金及び預金勘定	557,546千円
現金及び現金同等物	557,546

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、ラクサス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	合計
サブスクリプション型バッグレンタル	989,705
バッグ販売	250,726
顧客との契約から生じる収益	1,240,432
その他の収益	44,549
外部顧客への売上高	1,284,982

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。



## (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	14円83銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	283,451
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	283,451
普通株式の期中平均株式数(株)	19,110,783
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	65,873	-	-	65,873	20,321	3,238	45,552
工具、器具及び備品	48,368	1,401	869	48,900	38,579	5,161	10,320
レンタル資産	3,967,027	815,012	592,947 (36,840)	4,189,092	1,735,996	297,979	2,453,095
有形固定資産計	4,081,268	816,413	593,816	4,303,865	1,794,896	306,378	2,508,968
無形固定資産							
ソフトウェア	22,327	-	-	22,327	22,159	134	168
無形固定資産計	22,327	-	-	22,327	22,159	134	168
長期前払費用	-	14,473	7,409	7,063	-	-	7,063

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )は内数で、減損損失計上額であります。

2. レンタル資産における「当期増加額」欄のうち主な内容は次のとおりであります。

新たな資産の取得による増加 815,012千円

3. レンタル資産における「当期減少額」欄のうち主な内容は次のとおりであります。

レンタル資産の棚卸資産への振替による減少 369,560千円

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	129,805	12,748	110,936	18,868	12,748
賞与引当金	1,512	1,005	1,004	0	1,005
ポイント引当金	30,282	23,621	8,646	21,635	23,621

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、連結子会社であるLAXUS TECHNOLOGIES INC.の貸付にかかる貸倒引当金の戻入等であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替などによる取崩額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

主な資産及び負債の内容については、連結財務諸表を作成しているため省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了末日後3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注)1 取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り 取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部【特別情報】

#### 第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2023年4月17日
種類	第9回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 817,000株
発行価格	99円
資本組入額	49.5円
発行価額の総額	80,883,000円
資本組入額の総額	40,441,500円
発行方法	2023年4月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2.

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、新規上場申請日の基準事業年度の末日は、2024年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

新株予約権	
行使時の払込金額	99円
行使期間	2025年4月18日から2030年4月17日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員1名）により、発行数は802,600株、発行価額の総額は、79,457,400円、資本組入額の総額は39,728,700円となっております。

## 2【取得者の概況】

2023年4月13日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高橋 啓介	東京都渋谷区	会社役員	286,400	28,353,600 (99)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
竹増 浩司	広島県広島市中区	会社役員	114,600	11,345,400 (99)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中尾 聡志	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	114,600	11,345,400 (99)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 新株予約権の取得者である当社従業員（特別利害関係者を除く）8名、割当株式総数287,000株に関する記載は省略しております。

(注) 2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ワールド（注）1．	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	11,943,934	59.30
児玉 昇司（注）1．3．9．	広島県広島市中区	7,166,849	35.58
高橋 啓介（注）2．	東京都渋谷区	286,400 (286,400)	1.42 (1.42)
竹増 浩司（注）3．	広島県広島市中区	165,100 (165,100)	0.82 (0.82)
中尾 聡志（注）3．	神奈川県横浜市青葉区	124,600 (124,600)	0.62 (0.62)
（注）4．		147,400 (455,600)	0.73 (0.73)
（注）4．		67,400 (67,400)	0.33 (0.33)
（注）4．		64,400 (64,400)	0.32 (0.32)
（注）4．		53,000 (53,000)	0.26 (0.26)
（注）4．		49,600 (49,600)	0.25 (0.25)
（注）4．		15,000 (15,000)	0.07 (0.07)
（注）4．		14,400 (14,400)	0.07 (0.07)
（注）4．		14,400 (14,400)	0.07 (0.07)
（注）4．		14,400 (14,400)	0.07 (0.07)
（注）4．		10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
（注）4．		2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
（注）4．		1,000 (1,000)	0.00 (0.00)
その他 6名（注）4．		2,600 (2,600)	0.01 (0.01)
		20,142,483 (1,031,700)	100.00 (5.12)

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．当社の従業員

5．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりません。

6．（ ）内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7．退職等の理由により新株予約権の権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

8．本書提出日現在における内容を記載しております。



9. 児玉昇司氏は、当社従業員2名との間で、児玉昇司氏が保有する当社株式94,780株の譲渡に関して、2023年4月14日付で株式売買予約契約を締結しております。なお、同売買予約権行使時の譲渡価格は、一株当たり99円であり、行使期間は契約締結日から10年間となっております。また、権利行使の条件は、当社が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、当社の筆頭株主がその保有する当社株式の全部を第三者に対して売却する場合、又は合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社株式の全部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合となっております。

独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

ラクサス・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺戸 高史

## &lt; 連結財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクサス・テクノロジーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクサス・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サブスクリプション型パッケージに係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記（収益認識関係）に記載のとおり、会社が提供するサブスクリプション型パッケージによる売上高（以下「サブスクリプション売上高」という。）は1,952,721千円であり、連結損益計算書の売上高の86.7%を占める中核的な収益である。</p> <p>会社は、連結財務諸表の注記（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会員顧客が契約期間に応じてサービスを利用することで、履行義務が充足されると判断し、当該契約期間に応じて収益を認識している。</p> <p>収益認識の基礎情報である顧客の課金情報は、少額多数の取引により構成されているが、その取引の詳細はすべて自社システムに記録され、システムが有する課金開始日等の重要な情報に基づき自動で期間按分計算が行われる。さらに、システムからデータ出力した計算結果について、スプレッドシートを利用して、手作業により集計・加工を加え仕訳データを作成する。同データを会計システムに取り込むことで、売上高、売掛金及び契約負債が計上されている。</p> <p>そのため、自社システムが安定して運用されていない場合や手作業による集計を誤った場合には課金情報の計算及び集計が正確に行われず、収益として認識すべき金額を誤るリスクがある。</p> <p>当監査法人は、自社システムを利用して計上されるサブスクリプション売上高の金額に重要性が高いことから、当該売上高の正確性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、情報システムに係る内部統制の整備及び運用状況を確認するにあたり、当監査法人内のIT専門家と連携して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社システムの自動化された情報処理統制に対するユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の評価を実施した。</li> <li>・自社システムに係る自動化された情報処理統制（請求・売上情報の生成集計計算、日割計算等）の有効性の評価を実施した。</li> </ul> <p>また、上記を踏まえて、売上計上額の正確性を確認するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社システム生成の課金データと、決済代行会社等からの決済データとの整合性を確かめた。</li> <li>・自社システムから出力されるデータをもとに再計算を実施して、売上高、売掛金及び契約負債の計上額の正確性を確かめた。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

ラクサス・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺戸 高史

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクサス・テクノロジーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクサス・テクノロジーズ株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## サブスクリプション型バッグレンタルに係る収益認識

損益計算書に記載のとおり、当事業年度において売上高が2,193,989千円計上されているが、そのうちサブスクリプション型バッグレンタルによる売上高が大部分を占める。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（サブスクリプション型バッグレンタルに係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

ラクサス・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺戸 高史

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクサス・テクノロジーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクサス・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度よりレンタル資産の残存価額の見積りを変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サブスクリプション型パッケージに係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記（収益認識関係）に記載のとおり、会社が提供するサブスクリプション型パッケージによる売上高（以下「サブスクリプション売上高」という。）は1,679,841千円であり、連結損益計算書の売上高の83.7%を占める中核的な収益である。</p> <p>会社は、連結財務諸表の注記（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会員顧客が契約期間に応じてサービスを利用することで、履行義務が充足されると判断し、当該契約期間に応じて収益を認識している。</p> <p>収益認識の基礎情報である顧客の課金情報は、少額多数の取引により構成されているが、その取引の詳細はすべて自社システムに記録され、システムが有する課金開始日等の重要な情報に基づき自動で期間按分計算が行われる。さらに、システムからデータ出力した計算結果について、スプレッドシートを利用して、手作業により集計・加工を加え仕訳データを作成する。同データを会計システムに取り込むことで、売上高、売掛金及び契約負債が計上されている。</p> <p>そのため、自社システムが安定して運用されていない場合や手作業による集計を誤った場合には課金情報の計算及び集計が正確に行われず、収益として認識すべき金額を誤るリスクがある。</p> <p>当監査法人は、自社システムを利用して計上されるサブスクリプション売上高の金額に重要性が高いことから、当該売上高の正確性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、情報システムに係る内部統制の整備及び運用状況を確認するにあたり、当監査法人内のIT専門家と連携して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社システムの自動化された情報処理統制に対するユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の評価を実施した。</li> <li>・自社システムに係る自動化された情報処理統制（請求・売上情報の生成集計計算、日割計算等）の有効性の評価を実施した。</li> </ul> <p>また、上記を踏まえて、売上計上額の正確性を確認するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社システム生成の課金データと、決済代行会社等からの決済データとの整合性を確かめた。</li> <li>・自社システムから出力されるデータをもとに再計算を実施して、売上高、売掛金及び契約負債の計上額の正確性を確かめた。</li> </ul>

レンタル資産の残存価額の見積りの変更	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記（会計上の見積りの変更）に記載のとおり、会社は、サブスクリプション型レンタルサービス事業の開始から8年が経過し、レンタル資産に関する価値費消のパターンや処分価額等のデータが十分蓄積されたことを契機に、経済実態をより適切に反映するため、レンタル資産の経済的耐用年数到来時の残存価額の見直しを行った。</p> <p>当該見積りの変更の結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が140,052千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ140,052千円増加しており、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしている。</p> <p>当該見積りの変更については、その適時性も含め、経営者の主観的な判断を伴うものである。また、当該変更が正当な理由によるものと認められる場合であっても、その内容、理由及び影響額が適切に開示されない場合には、連結財務諸表の期間比較が損なわれる可能性があることから、当監査法人は経済的耐用年数到来時における残存価額の見積りの変更の妥当性及び注記の適切性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、残存価額の見積りの変更の妥当性を評価し、注記の適切性を確かめるにあたり、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残存価額の見直しに関して、取締役会議事録等の関連資料の閲覧及び経営者への質問、レンタル資産に関する価値費消パターンや処分価額等に関連する過年度の実績データの推移を分析し、見積り方法の変更に関する会社の判断の妥当性及び適時性を検討した。</li> <li>・保有しているレンタル資産の処分価額について、社外の鑑定士の評価結果を利用しているため、当該鑑定士による評価額の合理性を評価するために以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者が利用した外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価した。</li> <li>・査定現場へ立会を行った。</li> <li>・鑑定評価の前提条件、評価手法及び評価に使用された基礎数値等を検討した。</li> <li>・当該査定価額と実際の処分価額との乖離状況を検討した。</li> </ul> </li> <li>・注記された当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額について、算出に利用された基礎データの正確性及び網羅性を評価した上で影響額を再計算した。また、当該会計上の見積りの変更の内容、変更を行った正当な理由及び変更による影響額が、連結財務諸表の注記に適切に反映されているかを検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

ラクサス・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺戸 高史

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクサス・テクノロジーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクサス・テクノロジーズ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度よりレンタル資産の残存価額の見積りを変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サブスクリプション型バッグレンタルに係る収益認識
<p>損益計算書に記載のとおり、当事業年度において売上高が1,992,480千円計上されているが、そのうちサブスクリプション型バッグレンタルによる売上高が大部分を占める。</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（サブスクリプション型バッグレンタルに係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。</p>
レンタル資産の残存価額の見積りの変更
<p>財務諸表の注記（会計上の見積りの変更）に記載のとおり、サブスクリプション型レンタルサービス事業の開始から8年が経過し、レンタル資産に関する価値費消のパターンや処分価額等のデータが十分蓄積されたことを契機に、レンタル資産の取得原価の期間配分をより適切に財務諸表に反映させるため、レンタル資産の経済的耐用年数到来時の残存価額の見直しを行った。</p> <p>当該見積りの変更の結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上原価が140,052千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ140,052千円増加しており、財務諸表に重要な影響を及ぼしている。</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（レンタル資産の残存価額の見積りの変更）と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年10月31日

ラクサス・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 稔幸指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺戸 高史

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラクサス・テクノロジーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクサス・テクノロジーズ株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。